

令和元年第4回尾鷲市議会定例会会議録

令和元年12月11日（水曜日）

○議事日程（第4号）

令和元年12月11日（水）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第101号 令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の
議決について
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 3 一般質問

○出席議員（13名）

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1 番 三 鬼 孝 之 議員 | 2 番 内 山 將 文 議員 |
| 3 番 奥 田 尚 佳 議員 | 4 番 楠 裕 次 議員 |
| 5 番 上 岡 雄 児 議員 | 6 番 三 鬼 和 昭 議員 |
| 7 番 村 田 幸 隆 議員 | 8 番 仲 明 議員 |
| 9 番 小 川 公 明 議員 | 10 番 南 靖 久 議員 |
| 11 番 高 村 泰 徳 議員 | 12 番 野 田 拓 雄 議員 |
| 13 番 濱 中 佳 芳 子 議員 | |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

- | | |
|------------|-----------|
| 市 長 | 加 藤 千 速 君 |
| 副 市 長 | 藤 吉 利 彦 君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 平 山 始 君 |
| 政策調整課長 | 三 鬼 望 君 |
| 政策調整課調整監 | 芝 山 有 朋 君 |
| 総 務 課 長 | 下 村 新 吾 君 |
| 財 政 課 長 | 岩 本 功 君 |

防 災 危 機 管 理 課 長	神 保 崇 君
税 務 課 長	吉 沢 道 夫 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	宇 利 崇 君
福 祉 保 健 課 長	内 山 洋 輔 君
環 境 課 長	竹 平 專 作 君
商 工 観 光 課 長	大 和 勝 浩 君
水 産 農 林 課 長	内 山 真 杉 君
建 設 課 長	高 柳 伸 浩 君
水 道 部 長	尾 上 廣 宣 君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長	河 合 良 之 君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長	佐 野 憲 司 君
教 育 長	出 口 隆 久 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	山 口 修 史 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長 代 理 課 長 補 佐	畑 名 計 伸 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監	大 川 太 君
監 査 委 員	福 本 和 行 君
監 査 委 員 事 務 局 長	仲 浩 紀 君

○ 議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	高 芝 豊
事 務 局 次 長 兼 議 事 ・ 調 査 係 長	北 村 英 之
議 事 ・ 調 査 係 書 記	相 賀 智 恵

〔開議 午前10時00分〕

議長（濱中佳芳子議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第4号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において11番、高村泰徳議員、12番、野田拓雄議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第101号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

それでは、今回追加議案として提案しております議案について説明いたします。議案書の1ページをごらんください。

議案第101号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」につきまして説明いたします。

お手元に配付の令和元年度尾鷲市一般会計補正予算書（第7号）及び予算説明書の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,434万2,000円を追加し、これにより、予算総額を103億4,072万6,000円とするものであります。

歳入について説明いたします。

10ページ、11ページをごらんください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目土木費国庫負担金4,294万2,000円の追加は、本年10月18日から19日にかけての集中豪雨により被災し

た施設に係る災害復旧事業のうち、岡の川河川災害復旧工事に対する公共土木施設災害復旧事業国庫負担金であります。

21款市債、1項市債、9目災害復旧債2,140万円の増額は、岡の川河川災害復旧工事の財源として、公共土木施設等災害復旧事業債の増額であります。

次に、歳出について説明いたします。

12ページ、13ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費90万7,000円の増額は、基金積立金として、財政調整基金に積み立てるものであります。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生公共土木施設災害復旧費6,343万5,000円の増額は、岡の川河川災害復旧工事請負費の追加であります。

続きまして、繰越明許費について説明いたします。

5ページをごらんください。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費の岡の川河川災害復旧事業につきまして、年度内での事業実施が困難であるため、繰越事業として実施するものであります。

続きまして、地方債補正について説明いたします。

現年発生災害復旧事業につきまして、起債対象事業費の追加による借入限度額の変更であります。

以上をもちまして、議案第101号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 御異議なしと認めます。よって、議題の議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで、一般質問準備のため、休憩いたします。再開は10時15分からいたします。

[休憩 午前10時06分]

[再開 午前10時15分]

議長(濱中佳芳子議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3、昨日に引き続き、一般質問を行います。

最初に、12番、野田拓雄議員。

[12番(野田拓雄議員)登壇]

12番(野田拓雄議員) 改めまして、おはようございます。

通告に従い、令和元年第4回定例会の一般質問をさせていただきます。

新元号、令和元年も残すところあと1カ月足らずとなりました。

ことし9月には、日本で初めてラグビーワールドカップが開催され、日本、世界の人々に大きな感動を与えてくれたことは心に深く刻まれております。

先日、恒例の流行語大賞に年間大賞として、ラグビーワールドカップ日本代表のスローガン、「ワンチーム」が選ばれました。

日本代表は多国籍チームであることから、日本代表として意識を高め、お互いに意思疎通を図り、同じビジョンを持つことが強豪に勝つために欠かせなかったとのことでした。

ヘッドコーチであるジョセフが求めたのは、選手一人一人がみずから判断し、行動する精神面の強さとも言える自主性であり、コーチが指示した戦術やプランを話し合い、疑問点は聞き直し、なおざりにしない。さらに、チームづくりのアイデアを提案するなど、日本代表というチームを自分たちでつくっていくという意識で結束を高めていったと言っております。

組織、肉体、精神を強固なものにするためにはお互い十分納得、理解しての手法であったかもしれません。ただし、簡単に一つのチームをつくり上げていくことは、並大抵の努力ではできないし、容易ではないことだと思っております。

我々地域行政を担う者にとっても必要かつ重要なものは、意識、心構え、職場環境の充実をどのように図っていくかだと思っております。

さて、今回の一般質問は、大きく分けて三つであります。

まず1点目は、以前から議員としての関心の高い尾鷲総合病院の維持・存続に焦点を当てた質問であります。

2点目は、今般、突然の副市長の辞職がありました。一身上の都合とはいえ、市長はどのように行政職員の人材育成及びチームワークを考えていくのか。これまでプロジェクト責任者としてリーダーシップを発揮していった副市長がなぜこのような事態となったのか、議員として問わざるを得ないと思っております。市長の任命責任と今後の市政運営について、また、加えて、行政職員との連携、関係を今後どのようにやっていくのかをお聞きしたいと思います。

最後、3点目は、市長公約である尾鷲中学校の給食導入の進捗はどのような段階なのか、お聞きしたいと思います。

まず、1点目の尾鷲総合病院についてであります。

先ほど申しましたが、私は議員になってから、尾鷲総合病院の財務内容の改善、医療経営の向上など、一市民の目線で非常に関心を高く持っております。財務内容を初め、医療経営等に注力しながら、尾鷲総合病院のさらなる維持・存続と、この地域になくてはならない病院との認識から課題を克服し、取り組んでいきたいと思っております。

そのような観点から、現在の尾鷲総合病院を眺める中で、尾鷲総合病院の医療関係者及び事務職関係者のたゆまぬ努力が実りつつあると認識しております。地域医療環境の厳しい中、患者満足度の指標である患者様の声を拝読する中で、挙げられている苦情等は大きく改善が図られつつあります。

その一部を紹介させていただきたいと思っております。

令和元年9月の患者様の声であります。

久しぶりに当院に来ました。9月2日、大腸カメラ。きょう、19日に結果が出ました。カメラの検査は思っていたよりきつかったけど、結果はオーケーでした。内科医の先生の説明、カメラ技師の先生の説明があって、わかりやすかったです。久しぶりの病院のスタッフに接し、随分変わったなと思いました。津や松阪の大きな病院にも行っていますが、紀北町内にも引けをとらない対応だと思います。失礼な言い方で済みませんと、紀北町在住の男性からの患者様の声です。

また、メールにて、患者様の声が届いております。

今月、9月のある日の朝、老人施設に入所していた母の様子がおかしくなり、救急搬送されました。母のもとに駆けつけていた姉から、いつ最悪のことになるか知れない状況なので、できるだけ早く来てほしいとの連絡を受け、当日夜、母

のもとへ駆けつけたとき、意識もはっきりしない、呼吸も浅く、血圧も最悪でしたが、迅速な応急処置で容体は徐々に安定してきました。

その後は、回復の見込みのない腎不全のため、徐々に弱り始め、約1週間後には帰らぬ人になってしまいました。母と病室で過ごした1週間、いろいろ体験をしました。

看護婦さんや他のスタッフさんの衛生観念の高さ。徹底した感染防止のルーチン、スタッフさんのそれぞれの役割に対する責任、意識の高さ。毎朝診察に来てくれた若いドクターからのわかりやすい説明。1日に数回、寝たきり患者の向きを変えに来てくれた看護師さんも、少しでも患者が楽になるように考えながら、タオルやクッションを使っての調整。喉にたまったたんを吸引するときは、患者の表情を見ながら、ごめんねごめんねと連呼しながら吸引処置をする優しさ。狭い病室に数人の患者家族が夜になると疲れが先に立ち、パイプ椅子や床で仮眠している姿を見るに見かねて、簡易ベッドを用意してくれる優しさ。夜勤で忙しいときでも、家族に声をかけてくれる気遣いの優しさ。

ほかにも感心したことはいろいろありますが、優しく接してくれる看護師さんたちのおかげで、兄弟全員で母の最後をみとり送れたことに感謝しています。尾鷲総合病院新館6階の看護師の皆様、本当にありがとうございましたと匿名の方からです。

また、尾鷲市内男性の方の患者の声ですが、静かに落ちついた病院でした。病院内で働いている人には、皆、元気よく働いていました。何を尋ねても気持ちよく答えてくれました。院内はどこも清潔に整理整頓されていました。病院は静かでよく静養ができました。本人の字は読みにくいと思いますが、とてもよくしていただいて、職員の皆様に感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。

看護婦からの返答では、一生懸命に御意見を書いていただき、ありがとうございます。清掃を担当している職員にも伝えます。患者さんからの感謝の言葉をたくさんいただけるよう努力していきたいと思っておりますと書かれていました。

尾鷲総合病院の運営においては、医療関係者、看護関係者、清掃関係者等の職員の方々がワンチームとなって頑張っております。私は平成29年12月の一般質問において、今、尾鷲総合病院が行うべき医療経営の改善の一つとして、地域住民である市民の声をいかに経営に反映させていくかでありました。

尾鷲総合病院は、東州地域における中核病院として、本市や、紀北町、熊野市

などの皆様に安全と安心を提供できる医療機関としての役割を果たしていくため、患者さんに信頼され、いつまでも安心してかかっていたいただける患者さん主体の総合病院を基本理念の一つに掲げております。これはただ単に言葉だけでなく、実りある行動と結果によって、今、患者様から評価されつつある尾鷲総合病院だと確信しております。

今回、令和元年度決算予想を第2号補正にて上方修正されております。その内容は大幅に収支改善が図られ、経営数字がよくなってきたと判断しております。本年度、どのようなことに力を入れて取り組んできたかをお示し願いたいと思います。

2点目は、新改革プランの見直し、中間案についてであります。

先般、新改革プランの見直しに係る中間案が公表されましたが、尾鷲総合病院にとって、今後どのような医療提供体制を構築していくのかをお示し願いたいと思います。

3点目は、新改革プランにおける医療機器の更新の優先順位と経営の効率化の主な具体的取り組みについてお示し願いたいと思います。

続きまして、今回、突然の副市長の辞職に関して、尾鷲市行政のトップである市長として、どのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

任期を1年8カ月残しての一身上の都合での辞職でございます。ある新聞の報道では、副市長が10月中ごろから考え、今月11月上旬に市長に退任を申し出たと報道されておりました。一般的に、尾鷲市民は、尾鷲市行政はどうなっているのか、また、尾鷲市外の地域においても、非常に気になる事案だと思っております。

市長の任命における人選の過程に問題がなかったのか、市長としての行政職員と円滑な対応が可能なのか気になるところでございますが、今後の行政運営、行政体制をどのように構築していくのか、説明願いたいと思います。

最後に、市長公約であります尾鷲中学校の給食導入の件であります。

市長は平成29年9月の所信表明の中で、児童・生徒の心身の健全な発達や、学校における食育の推進において大きな意義を持つ給食については、本市において、尾鷲中学校だけが未実施の状況であります、義務教育における公平性の確保においても、尾鷲中学校の給食実施は必須事項と認識しており、実施手法や事業スキームを十分検討した上で、早い時期に実施できるように取り組んでまいりますとっておられます。

平成29年12月の一般質問においても、この給食実施に向けた手法や事業規

模などにつきましては、教育委員会において、現在、他地域の事例などを中心に鋭意、調査、検討を進めているところであります、実施までには、尾鷲中学校からの意見も聞きながら、よりよい給食実施につなげていかなければならないと考えておりますとありましたが、あれから2年余りが経過しております。進捗についてお答え願いたいと思います。

これで私の壇上からの質問は終わります。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、議員の御質問にお答えする前に、先ほど野田議員のほうから尾鷲総合病院に対する評価をしていただきまして、本当にありがとうございます。

私としてもこの病院の維持、経営、どうやって存続するかということを大きな一つの政策の中に入れておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

まず第一に、前年度決算と今年度補正予算を比較しての増減関係についてという件についてでございますけれども、今まで当初予算ということと、それから今年度補正予算についてやっておりましたんですけれども、今回は前年度決算と今年度補正予算について、これについて私のほうから説明させていただきます。

まず、令和元年度決算予想において、大幅な収益改善を見込んでいる要因についてであります、入院収益においては、本年度から療養病棟を東紀州地域で不足している回復期機能を持つ地域包括ケア病棟に転換し、地域の医療需要に沿った医療を提供したことにより、前年度決算と比べ約2億1,200万円の増を見込んでおります。

一方で、外科の入院収益においては、手術件数の減などにより約4,100万円の減となりますが、入院収益の合計は、前年度決算と比べて約1億9,900万円の増となる見込みであります。

次に、外来収益においては、前年度決算と比べて約7,700万円の減となる見込みであり、これは主に院外処方を推進したことによる投薬収入の減によるものでございます。

費用面におきましては、材料費が約1億2,600万円の減となる見込みであります。これは医業分業を推進するとともに、当院で不足している薬剤師による調剤業務の負担軽減を図るため、透析用薬品や泌尿器科が処方していた高額薬品

について院外処方とすることにより薬品費の減、そして、外科の手術件数の減により、診療材料費の減などによるものであります。

これらの収益費用の増減要因により、本来の営業活動によって生じた収支である医業収支は前年度と比べて約2億2,900万円、一般会計繰入金等を含めた経常収支は約1億7,400万円改善し、5,373万5,000円の経常黒字、特別損益などを含めた純損益は約1億3,300万円改善し、863万2,000円の黒字となる見込みでございます。

次に、尾鷲総合病院の今後の医療提供体制についてお答えいたします。

尾鷲総合病院は、東紀州の中核病院として、また、紀北地区唯一の公立病院として、長年にわたり地域医療の中心として地域の皆さんの健康を支えてきており、今後も地域の皆さんの安心な暮らしを守るため、地域になくてはならない病院として、維持・存続していかねばならないと考えております。

一方で、尾鷲総合病院は、人口減少や道路整備の進展などによる医療需要の減少により患者数が減少し、経営状況は年々厳しくなっており、前年度決算において約1億2,500万円の純損失となるとともに、約1億2,600万円の資金不足が発生しております。今後につきましても、東紀州地域の人口減少はさらに進み、医療需要の減少が見込まれており、尾鷲総合病院の経営状況もますます厳しくなると認識しております。

そうした状況の中で、尾鷲総合病院の今後の医療提供体制については、現在と同レベルの診療機能を継続していくことは、医療需要や病院経営の観点から非常に困難と考えております。

このため、本年度、新改革プランの見直しに着手し、前回の定例会において中間案を提示させていただいたところですが、経営の効率化を図るため、事業規模、事業形態の見直しや、収入増加・確保対策、経費削減・抑制対策に取り組んでいく中で地域の医療需要に沿った適切な医療提供体制を構築するとともに、経営の健全化を図っていくことで尾鷲総合病院を維持・存続し、地域の皆様の安心な暮らしを守っていきたいと考えております。

次に、新改革プランにおける医療機器の更新計画についてお答えいたします。

前回の定例会におきまして、尾鷲総合病院新改革プランの見直しの中間案において、多額の費用が必要となる医療機器の更新計画についてお示したところでございます。

そのうち、平成21年度に購入したX線CT装置は、令和4年度に6,000

万円で、平成18年度に購入した磁気共鳴断層撮影装置（MRI）は、令和5年度に1億2,000万円で更新する計画としております。

CT及びMRIは使用頻度が非常に高く、現在の医学では診療を行う上で欠かせないものであり、また、医療機器は日進月歩で進化していることを踏まえると、10年以上経過しているCT及びMRIの更新の必要性を強く感じております。

しかしながら、CT及びMRIに限らず、医療機器は非常に高額なものが多く、経営が厳しい当院においては、メーカーが保証する期限まで使用しているものが多いのが現状であります。

今回お示しした医療機器の更新計画は、メーカーの保証期間を考慮した上で、現場の意見を参考にし、緊急性、機器の優先順位、企業債償還のバランス、さらに、地域の医療需要に見合った規模、機能を、採算性を考慮して作成いたしました。

引き続き現場の意見を聞きながら、適切な時期にCT及びMRIを含めた医療機器の更新を行ってまいりたいと考えております。

次に、リニアック更新の必要性についてであります。

平成11年に稼働を開始したリニアック装置は、平成28年2月に故障したため、現在は使用できない状態になっております。

リニアック装置が行う放射線治療は、がんの三大治療法である手術、薬物療法と並ぶ重要な治療法であり、がんの部位によっては患者の負担が小さく、また、リニアック装置も進化したことにより、治療箇所にピンポイントで照射できるようになり、治療できる病気もふえていることから、年々、放射線治療を受ける患者の割合がふえてきております。

東紀州地域の人口は約6万8,000人いますが、そのうち65歳の高齢者は約2万9,000人で、がんの発生率は高齢者になればなるほど高くなり、2人に1人が罹患する病気であることから、東紀州地域の高齢者のうち1万5,000人弱ががんにかかると考えられます。また、日本人の死因のうち、がんが主因で亡くなる方が約3分の1いると言われております。

これらのことから、現在、放射線治療が実施できなくなっているこの東紀州地域にリニアック装置を設置することは、医療、福祉面において欠かせないものであり、安心してこの地域で生活していくためにも必要なものだと考えております。

次に、新改革プランの見直しにおける経営の効率に係る具体的な取り組みについてお答えいたします。

まず、事業規模、経営形態の見直しといたしまして、本年4月から療養病棟から地域包括ケア病棟への転換に加えて、人口減による患者数の減少に伴い、病床利用率が低下し、前年度には70.9%となっていることから、余剰となっている病床を削減する予定としており、2022年をめどに1病棟を休棟する予定としております。

また、人口減少に伴い、医療需要が減少し、患者数が少なくなっている診療科の見直しの検討や効率化に向けた紀北町との協議を行ってまいります。

次に、収入増加・確保対策といたしまして、地域包括ケア病棟の病床稼働率の向上、来年4月からDPC制度への参加、適切な病床運用による診療単価の向上、さらには、要介護被保険者に対するリハビリテーションなどに取り組んでまいります。

次に、経費削減・抑制対策といたしまして、人事配置の適正化や院外処方の推進などに取り組んでいくこととしているところでございます。

これらの取り組みを進めていくことによって、地域の医療需要に沿った適切な医療提供体制を構築するとともに、経営の健全化を図ってまいりたいと考えております。

次に、副市長の辞職に伴い、副市長が不在となる行政運営についてお答えいたします。

これまでは私が尾鷲市のトップセールスを行うために、副市長には、庁内の行政運営を取りまとめる役割を担い、各課における行政課題等についてはみずからの行政経験を生かしながらアドバイスを行うなど、私と各課長の調整役を担っておりましたが、今般、藤吉副町長は辞職の願いが出されました。

一身上の都合ということもあり、受理するものとなりましたが、市政運営のスピードを緩めることはできないため、私も含め教育長や21名の課長職が今以上に頑張らなければならないと思っております。

今後の行政運営につきましては、これまでどおり、毎月の三役課長会議で各施策の進捗状況を確認するとともに、私の思いや意見について今まで以上に議論を重ねながら、各施策の推進を図ってまいります。

また、課長補佐以下の職員につきましても、毎月の朝礼で私の思いや仕事への取り組み方を話しながらコミュニケーションを図り、オール市役所の組織力で行政運営に当たってまいりたいと考えております。

次に、尾鷲中学校の給食実施についてお答えいたします。

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食育の推進を図ることなどを目的としております。

本市におきましても、学校給食を重要と捉え、尾鷲市教育ビジョンにおいて、食育の推進と学校給食の充実が記載されております。

このことから、給食未実施である尾鷲中学校の給食導入は必要であり、また、私の公約でもあることから、導入に向け現在取り組んでいるところでございます。

給食の実施方法は大きく分けて四つの方式がございます。一つ目は、現在給食を実施している学校、これを親とし、そして他校、子供の給食も調理し、配送する親子方式、二つ目は、各学校に給食調理室を設置し、調理する自校方式、三つ目は、給食センターを建設して、複数校の給食を一括調理し、各学校へ配送するセンター方式、四つ目が、民間事業者の調理施設で給食を調理し、学校へ配送するデリバリー方式がございます。

なお、四つ目のデリバリー方式は、これまで弁当を民間事業者に注文する弁当方式での検討を行ってまいりましたが、利用率が低くなる傾向にあることから、弁当方式ではなく、食缶で学校に配送し、学校内で配膳する、いわゆる食缶方式での検討を行っております。

現在、これら全ての方式についてメリット、デメリットを抽出し、検証を行っております。

また、学校現場での給食調理等への聞き取りや、厨房機器メーカーへの調査及び関係課との協議も行いながら、あわせて費用の積算も行っております。尾鷲中学校の給食導入につきましては、本市の財政状況や将来の財政負担を考慮しながら検討することも重要であると考えております。

しかしながら、学校給食は安全安心であることや、望ましい食習慣の形成と食育の推進が図れること、安定的、永続的に提供できること等が最も重要であるため、財政面だけではなく、総合的な検討を行っている状況であります。

壇上からの回答は、以上でございます。

議長（濱中佳芳子議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） どうもありがとうございました。

まず、1点目の収益の、30年度決算と比較して、収益が改善されたというところでは、ちょっと御質問させていただきますけれども。

入院収益が1億9,900万、この分の数字が30年度決算と比較する中で出てきております。非常に私、よく頑張っているなと思っております。やはりいい

ところはいいところできちっと評価するということは大事なことかなと僕自身そう思っていますので、きちっとした形で言わせていただきます。そういう部分では、対前年度比9.43%の増減率で伸びています。

材料費については、この分、当初予算の中で見込まれていた部分がありますので、大きな変化というか、ないと思いますけれども、全体的に見て、医業費用の圧縮というか。給与の分については、当初予算に盛り込まれていませんので、これはもうわかりませんから、いたし方ない部分だと思えますし。要は入院収益の部分で、外来収益も当初予算よりは抑えた形になっているということは、病院の医業収益の中では、非常に評価ができるのではないかと考えています。

その中で、入院収益が上がったということはどのような要因というか、患者数の関係もあると思うんですが、そこら辺は事務、ちょっと教えていただけませんか。患者数の伸び率というか。

議長（瀨中佳芳子議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） それでは、患者数の状況について御説明させていただきます。

本年度の上半期の患者数の状況でちょっと説明させていただきますと、本年度の上半期の延べ入院患者数は、前年度と比較して949人増加しております。外来患者数でいけば、前年度上半期849人の減少で98.2%、入院のほうは102.9%ということで増減率でありますけれども、延べ入院患者数が増加した主な要因につきましては、先ほど来、ちょっと市長のほうからも答弁させていただいたとおり、7階の地域包括ケア病棟が非常にふえているというところで、前年度の療養病棟当時と比べて549人の増加、109.6%となったことによります。

このことは東紀州地域で不足する回復期機能を有する地域包括ケア病棟に転換して、充実したリハビリテーションの提供と適切な病床管理を行ってきた結果だと、成果だと考えておるところでございます。

なお、延べ外来患者数につきましては、前年度と比較して診療日数が3日ほど少ないという部分と、あと、小児科の常勤医師が不在になったことによる減というところもございまして、多少減少しているような状況でございます。

以上です。

議長（瀨中佳芳子議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） 非常に人口減少と患者減少というのは否めない大きな理由

になっている中でも、要は一言で言うたら、非常に頑張っているのかなど。これは先ほど言った、患者様の声にも出てくるように、こういう地道なというか、やっぱり患者様に接する、お客様に寄り添ってやるという部分が、後で話をする医療機器との関係もありますけれども、非常に市長のよく言われている、市長の成果だと思えますけれども、おもてなし、患者満足度、ホスピタリティーという部分が十分病院内で浸透してきているのかなと思っていますし、皆さん、職員の方も心からやっているということは、形だけじゃないものがあると僕は思っております。これは、この地域のなくてはならない病院として続けていってほしいと思っております。

患者数についても、今、事務長から話がありましたように、地域包括ケア病棟の転換ということで、非常に大きな減を抑えているのかなというふうに思っております。

それと、次に、新改革プランのほうになりますけれども、市長答弁にもあったように、医療需要、病院経営の観点は非常に難しいときになっている中で、この新改革プラン、平成27年度につくられたものを再度見直しをして、新しい新改革プランをつくられたわけですけれども、この改革プランの見直しというのは、事務長のほうに聞かせていただきますが、こういうのはどういう状況の中で見直しというのを図られるんですか。

議長（瀨中佳芳子議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 現在の尾鷲総合病院の新改革プランにつきましては、平成27年3月に総務省のほうから新公立病院改革ガイドラインというものが出されておまして、その要請に基づいて平成29年3月に策定したものでありますけれども、そのガイドラインの中に「新改革プランの改定」という項目がありまして、その中で、改革プランの中の数値目標の達成が著しく困難な場合は、抜本的な見直しを含め、新改革プランの見直しを行うことが適当であるということであつておまして、今回、尾鷲総合病院の見直しの中間案を示させていただいたところですが、患者数の見込みなどや収支計画などが実績とちょっと乖離してきておるといところで、今回、見直しをさせていただくことにさせていただいております。

以上です。

議長（瀨中佳芳子議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） ありがとうございます。

収益のちょっと細かい話になるんですけども、収益の増減については、入院収益が年々、平成20年が4億9,400万からずっと出てきておるんですけども、僕、これもちょうと調査というか、精査させてもらう中でじっくり見ると、非常に詳しくやられているなというふうに思っております。

ただ、患者数の減少という部分が、1.7%の減少ということをちゃんと中に入れてされているということなんですけれども、この分の弱点というか、そういう部分はやっぱり患者数の減少という部分が大きなものになるというふうに判断するんですか。この点、いかがですか。

議長（濱中佳芳子議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） この新改革プランの見直し中間案では、今後の患者数の見込みについて、過去8年間の減少率等を鑑みて、入院患者数は毎年2.2%、外来患者数は毎年1.7%減少することを前提として作成しております。

その上で、地域包括ケア病棟において看護体制の確保を図った上で、短期リハビリテーションの患者やレスパイト入院患者、他の急性期病院からの定員患者を積極的に受け入れることにより、患者数の増加を図っていくという計画をさせていただいておりますので、基本的に、患者数の減少、弱点というか、減っていく部分は十分勘案した上で、新たな取り組み等をしていくことによって患者数を確保していくというところでありますので、そういうことを実行していくことにより、この患者数は確保していきたいと考えておるところでございます。

議長（濱中佳芳子議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） 三つ目のところの新改革プランで医療機器更新計画が示されましたけれども、その中で、私、個人的には、やっぱり使用頻度の高いものを、CTとかMRIを優先することによって、今後、尾鷲総合病院の患者数の減少を抑えるとか、そういうことが考えられるのかなと思っております、そこら辺の更新については、優先順位をやはり見直し、医療機器を考えていくというふうに思っています。

その中で、汎用性のある、使用頻度の高い、また、誰もが使用する可能性の高い医療機器をまず優先すべきは病院経営の基本じゃないのかという、私、個人的な考えで。先ほど市長はリニアック導入、どうこうありました。私はそれ、反対でもありません。

ただ、病院の経営という部分考えた場合、何を優先することによって尾鷲総合病院の医療経営の安定性または将来性というものを見込めるかと思う中におい

て、そこら辺ももし今後考慮にしていなければなということ、ちょっと一般質問させていただいています。

それは、機器の差異によっての性能が患者も指摘してきています。医療関係者の方も指摘します。それで、患者の診断精度の向上、あと、市民、地域住民への患者様に対する総合病院の医療機器の充実アピール、こういうものが経営の安定化と医療技術による患者さんへのさらなる信頼を得る病院を目指すことができるのではないかとこのように今思いますが、市長、その点、いかがですか。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど壇上で御説明させていただいた、先ほどおっしゃっているCTスキャンの更新予定、それから、もう一つはMRIの更新予定について、令和4年、令和5年ということをお願いしたので、その予定で機器の更新については一応考えております。

そういった中で、先ほども申しましたように、現在利用をしているわけなんです。利用していて、十分機能はしていると思っております。優先順位のほうからしますと、現在、リニアックというのは、平成28年度で結果的に使えなくなっている。その利用が不可能であるということなんです。

それは私自身もやっぱりリニアックで、先ほど具体的な数字を並べながら、やはりがん治療というものに対する思いというのも強うございますんですけども、それもあると。

大きくはこの三つをどういうふうな形で、どういうスケジュールで更新していくのかということにつきましては、先ほどお示しさせていただいたとおりでございます。現在のところ、そのスケジュールで私自身は更新したいと、このように考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） ひとつそこら辺もまたちょっと考慮していただければということで、この質問は終わりますけれども。

あと、市長、財政的な部分で、初日にも議員の方が質問されていましたがけれども、今、病院への繰出金が4億1,500万です。これをベースに財政予算というものが、5年間の見通しというものが財政課のほうで示されているわけなんですけれども、今後、医療機器については、平成4年、5年、6年という形で医療機器の更新がなされると、一般会計からの繰出金という。

（「令和、平成じゃなしに」と呼ぶ者あり）

12番（野田拓雄議員） ああ、令和、ごめん。令和4年、5年、6年、7年という部分で、繰出金の持ち出しが大きくなる状況になってくるわけです。

その中においては、使用頻度の高いものを最優先にして、尾鷲総合病院の認知というんですか、尾鷲総合病院が地域に認められるという部分は、先ほど更新はいろいろあるからということでは言われたんですけども、そこら辺も考慮すべき優先順位というものをやっぱり考えることが必要かなと思っています。

この点についてはもう答弁はよろしいんですけども、そこら辺は財政の部分と、繰出金、繰入金、病院にとっては繰入金ですけど、第3条、第4条資金の部分がさらに行ったら5億になるということで、初日の質問では回答を今考え中だということですけども、考え中の中においても、やっぱり医療機器の優先を考えることによってより運営を軽く楽にしていくという部分も、また考える必要があるのじゃないのかなというふうに個人的には思っています。この辺については答弁、よろしいです。

それと、次に、今後の医師確保の件ですけども、私はどんどん積極的に若い研修医の方を受け入れることによって、尾鷲というものを、この地域というものを見てもらうということが必要ではないかと思っていまして、今後の研修医の受け入れ状況と今後の見通しについてはいかがですか。どちら。

議長（濱中佳芳子議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 研修医の受け入れ状況と今後の見通しについて御説明いたします。

尾鷲総合病院では、基幹型研修病院である三重大学附属病院、伊勢赤十字病院の協力型研修病院として、本年度は三重大学附属病院から1人、伊勢赤十字病院から8人、計9人の初期研修医を受け入れる予定となっております。

今後につきましては、令和2年度からこの2病院に加えて、済生会松阪総合病院、鈴鹿回生病院の協力型研修病院となり、初期研修医の受け入れを行う予定となっております。

また、三重大学医学部地域枠Bに係る初期研修医につきましては、卒後2年間の臨床研修期間のうち、推薦病院において8カ月間勤務する予定となっており、現在、本院が推薦した学生が三重大学医学部に5人在籍しておりますので、卒後は本院において研修を行う予定となっております。

さらに、卒後3年目以降の研修医につきましても、三重県地域医療支援センターのキャリア形成プログラムにおいて、推薦病院で一定期間の研修を行うことが

予定されておるところでございます。

今後も研修医が研修しやすい環境整備に努め、積極的に研修医を受け入れてまいりたいと考えているところでございます。

議長（濱中佳芳子議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） ありがとうございます。

僕は地域がお医者さんを育てるという意識を持っていまして、地域がお医者さんとかかわりというんですが、勤務医の方ですけれども、来ていただいた方には感謝をするということで、地域のコミュニケーションが豊かになるということは、やっぱり我々地域住民のなすべきことかなと、僕は個人的に思っています。別に自分の意見をここで言うつもりはありませんけれども、やっぱりそういう形の人材育成というものは、必要じゃないのかと思っております。

それで、続きまして、ことしの3月にも質問させていただきましたが、紀北町との広域化による協議ということがどのように今進展しているのかということをお聞きしたいと思います。市長。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 紀北町との尾鷲総合病院における協力要請ということにつきましては、既に御報告もさせていただいておりますけれども、本年4月の半ばに私のほうから紀北町長に正式に協力をお願いしたいということをお申し上げまして、それ以降、いろいろ向こうから、紀北町のほうからの問い合わせ、尾鷲総合病院の経営状況はどうなのか、あるいは平成30年度の決算状況はどうなのか。中身を全部こちらのほうから資料を提供しながら提出し、今後、新改革プランの見直しに係るその中間案、こういったものを説明いたしまして、そして、現在は紀北町内部のほうで御検討をいただいていると、この状況でございます。

ですから、私どものほうとしましては、今の御回答を待つという状況にあります。

以上でございます。

議長（濱中佳芳子議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） ありがとうございます。

あと2点、病院についてちょっと質問をさせていただきます。

来年度から開始されるDPC制度というのは、病院内においてもその体制が強固なものに準備していただけると思うんですけれども、介護施設、市民、地域住民への周知徹底についてはどのような。今後、対策というか、予定をされているの

か、事務長、よろしい。ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（濱中佳芳子議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） D P C制度については、入院医療費の計算を従来の診療行為ごとの点数をもとに計算する出来高払い方式とは異なり、入院期間中に治療した病気の中で最も医療資源を投入した一疾患のみに厚生労働省が定めた1日当たりの定額の点数から成る包括評価部分と、D P Cに包括されない手術や内視鏡検査などの医師の専門的な技術を要する出来高評価部分と組み合わせて計算する方式でございますけれども、総合病院では、来年4月からこのD P C制度に参加する予定をしておりますけれども、このことによって本院が提供する医療・診療方針は変更することなく、早期退院を促進するものではありませんので、御理解を賜りたいと思っておりますのでございますけれども、来年4月からのD P C導入に当たっての介護施設、市民等への周知につきましては、2019年1月発行の尾鷲総合病院の広報誌である「おわせ+プラス」に2020年4月からD P C制度を導入する予定であることやD P C制度の概要を掲載し、紀北地域の介護施設や医療機関等に配布するとともに、院内の受付ロビーで配架しておるところでございます。

また、今後につきましては、今後発行予定の「おわせ+プラス」にも再度掲載しまして周知徹底を図るとともに、今後開催予定をしております介護施設との意見交換会や、来年1月下旬に紀北広域連合が主催する介護施設やケアマネジャーが参加する会議において、周知徹底を図っていく予定としておるところでございます。

議長（濱中佳芳子議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） どうもありがとうございます。

最後の質問ですけれども、新改革プランの中に、経営効率化に当たっては、「経営感覚に富む人材の登用及び事務職員の人材開発の強化」とあります。

今後、経営人材の充実が必要と考えますけれども、今、尾鷲総合病院の事務方のほうを見ますと、単線で事業が行われ、実務のほうが行われていまして、やはり多少の複線的な人材の登用ということも必要かと思えますし、今後、厳しい医療経営環境においては、経営人材の充実というのも大事なテーマかなと思っております。

その点について、市長、いかがですか。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） この病院経営における経営人材の育成ということは、私は非常に重要な話であると思っております。その件についてお答え申し上げたいと思います。

まず、本年度、尾鷲総合病院では、新改革プランの見直しに取り組んでおりまして、経営改革を進めているところでありますけれども、今後、継続した経営改革を行い、病院を維持・存続していくためには、的確な経営分析、まず、それが必要であろうと。そして、病院の中長期的な経営戦略を立案し、実行していく人材が必要不可欠であり、このような人材の育成を図っていくことが、冒頭申し上げましたように、非常に重要であると、このように考えております。

そういった中で、尾鷲総合病院では病院に関する資格である診療情報管理士の養成に取り組んでおりまして、現在3人のプロパー職員が資格を取得しております。また、病院経営の研修にも積極的に参加させていただいているというところでございます。

今後につきましても、医療経営士などの医療経営の管理に係る資格の取得についても取り組み、有資格者の育成を推進してまいりたいと、このように考えております。

また、経営人材の充実を図っていくため、簿記の有資格者などの将来の病院経営を担う人材の採用も行っていきたい。このように考えております。

以上でございます。

議長（濱中佳芳子議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） どうもありがとうございます。

続きまして、副市長の突然の辞職に関しての、壇上のほうで市長のほうから答弁、ありましたけれども、僕はこれは尾鷲市にとって、マイナスの部分がちょっと出てしまったかなと思っております。ここら辺は十分、市長のほうも、今後、人事についてはやっぱり反省も考えていただきたいと、これは思っております。僕、個人的には。

こういう途中で、途中でということは余りいいことではないって、マイナスのイメージ。着地点を常に考えながらやるというのがやっぱり行政ではあるかと思っておりますので、いろんな急に変更することはあるかと思っておりますけれども、そういう意識で僕は思っております。

あと、今後、行政運営をするに当たり、やっぱり課長職というか、市長とは直接的な対話、コミュニケーションになってくると思います。その中で、市長は、

プロジェクトの責任者である副市長がやめられる中で、今後、行政職員との円滑な職務遂行をしていくかということの部分は、どのようにお考えですか。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、冒頭にも申し上げましたとおり、要するに市政運営のスピードを緩めることができないと。

その前に申し上げておきたいのは、今回、辞表届を受け取ったのは、一身上の都合により辞任するというございます。

そういった中で、そういうことを前提にして、私は考えております。そういった中で、市政運営のスピードを緩めることはできない。これが第一でございます。

したがいまして、先ほどと同じ答えになるんですけども、私も含めて、教育長、それから21人の課長職、それぞれそれぞれがその分を、副市長のやっていた仕事については補っていかなきゃならないと。これは当然の話だと思っております。

要は、さっきの八つのプロジェクトがありまして、そのうちのプロジェクト長は、病院に関しては私はやっていたように、七つのプロジェクトについて副市長にお願いをしているわけなんですけれども、正直申しまして、その件については、私は全部掌握しております。

ですから、私がかわってこのプロジェクト長になって、各担当課長を引っ張っていくということを考えております。ですから、今後のことにつきましても、やはりこういう状況になった以上は、さっきの話じゃないけど、団結しながら、一つの尾鷲市役所と、そういう考え方もってやっていきたいと、このように考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） 最後に、尾鷲中学校の給食問題です。問題じゃない。給食の導入です。

これについては、なかなか遅々として進まず、状態であります。先ほど壇上で答弁もありましたように、給食方法には、自校方式を初め、あるということですが、これは誰でも説明はできるんですね。僕、何を言いたいかというと、どのようにやっていくかということを庁内で決めているのかということなんですよ。

要は、これでは進まないんですよ、全然。財政的に8,000万という部分が足りないとか、そういう部分の財政見通し、あるんですけども、これぐらいだったら、誰でも話をしますよ。突っ込んだ話を尾鷲中学校の現場の先生とも話し

たのかとか、業者とどのように話をしてきて、どのように話を積み上げていくのかという部分が全然見えてこないから、また、私は再度、これ、質問させていただくんです。

金がないからやらないんじゃないじゃなくて、金がなかっても、どのような計画をとってやるか。ちょっと声が大きくなりましたけれども、どのような計画でやっていくかという部分をやっぱり示すのが行政じゃないかと思っておりまして、そこら辺が不足しているんじゃないかと、行政、職務の遂行として。そういうことをこの2年半ぐらいの中で思っております。

やっぱり着実に結果を出す、またはどのようなところで難点があるのか、ハードルが越えられないのかとか、そういう部分がきちっとすべきじゃないんですか。これ、やっぱり市長、行政の本気度の問題なんですよ。やるかやらんかという部分は。どこまで話が進んでおるのかというのも、今の説明で全然わからない。お願いします。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、この給食問題につきましては、平成29年の8月の所信表明で申し上げましたとおりの形で今進んでおりますけれども、結果的に、方法論としてこの四つの方法論をお示ししたのは今回初めてでございます。

その前につきましては、デリバリー方式の弁当方式がいけないかどうかということをご一つと詰めておりました。しかし、そういう問題につきましても、やはり食するのは生徒ですから、だから、生徒が食する場合に、生徒が要するにそれに対する反対意見が多いということになれば、これはやめざるを得ないと。

それじゃ、ほかの方法はどうなのかというような方法を取りながら、今回、四つの方式をお示しさせていただいて、考えていかなきゃならないということをおっしゃるのでございます。

議長（濱中佳芳子議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） それぐらいだったら、私でもわかるんですよ。そうしたら、その四つは。尾鷲小学校の給食は老朽化している。尾鷲中学校でやるのか、センター方式でやるのか、どのような計画を自分たちで考えているのかというのが見えてこない。

そして、もう一つは、計画的に基金を積み立てるとか。今、金がなかったら、何千万でできないという部分はあるかもわからないけれども、そういう計画を立てるとか。

市長、任期、あと1年半で、これ、実行というか、公約、できませんよ。次の年度に持ち込むんですか。今の中では何にも計画というか、自校方式をやるとか、そういうことを言うだけで、全然見えてこないんですよ。業者にどういう話を聞いたのか、どういうことを詰めているのかというのが全然見えてこない。

これでは時間がどれだけあっても足りません。だから、そういう部分を、きょう、最後に、答弁としていただきたいと思います。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、第一にはっきり申し上げることは、私の公約の範疇でございませぬ。その中で、あと1年4カ月になった中で、具体的にどういう形でやるのかということはお示しさせていただきたいと。

その中の方法論として、その四つの方式がどうなのかということも、全てメリット、デメリットをあれしなげら、あとは財政面等も考えながら、尾鷲市の教育、中学校の給食制度はこういうふうにしてやるということについてはきちんとお示しさせていただきたいと、このように考えております。

議長（濱中佳芳子議員） ここで休憩いたします。再開は11時30分からといたします。

〔休憩 午前11時17分〕

〔再開 午前11時30分〕

議長（濱中佳芳子議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、9番、小川公明議員。

〔9番（小川公明議員）登壇〕

9番（小川公明議員） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。声ががらがらで聞き取りにくいとは思いますが、御辛抱のほどよろしく願いいたします。

認知症の人が話題となり始めたのは1970年代からです。古い話ですが、有吉佐和子さんの小説、『恍惚の人』が出版され、認知症の人の存在が広く知られるようになりました。当時は精神病院などで拘束されている光景が当たり前のように見られました。

1980年代になると、特別養護老人ホームでの受け入れが始まり、さらに、1990年代になると、グループホームや認知症の人を対象としたデイサービスなどが始まり、ようやく介護で対応する時代に入りました。

2000年に介護保険が制定されてからは、医療と連携した地域包括ケアシス

テムの中で、認知症の人にも対応できないかという模索が始まり、そして、最近では、認知症の人の意見をもとにして、認知症の人でも地域で暮らせる共生社会づくりが目指されております。

また、認知症施策は、このところ、急ピッチで展開され、2012年には厚労省認知症施策検討プロジェクトチームの報告書、今後の認知症施策の方向性についてが公表され、これに基づき、認知症施策5か年計画（オレンジプラン）が策定されました。

また、2015年にはオレンジプランが改められ、認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）が策定されました。

さらに、本年6月には認知症施策の大綱が取りまとめられました。

2025年には全国で700万人、65歳以上の5人に1人が認知症になるとされ、尾鷲市においては、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計に当てはめると、2025年、人口は1万4,744人、高齢化率43.8%、高齢者は6,456人となり、認知症の人が1,200人ほどになり、施策の充実は喫緊の最重要課題ではないでしょうか。

認知症の予防策も急がれる中、弱い立場の人も含めてみんなで支え合い、希望を持って暮らせる共生社会が望まれます。認知症施策の大綱では、認知症の人が暮らしやすい社会を目指す共生と認知症の予防が2本の柱となっておりますが、この2本の柱について、市長の御認識、お考えはいかがでしょうか、お答えください。

新オレンジプランにより、尾鷲市においても認知症の早期発見、早期対応など、速やかに適切な医療、介護が受けられるよう、複数の専門職が認知症の疑われる人やその家族を訪問し、初期の支援を包括的、集中的に行い、かかりつけ医と連携しながら、認知症に対する適切な治療につなげるために、初期集中支援チームの展開など、認知症初期の支援が強化されました。

さらに、市長にお聞きします。

初期集中支援チームの活動から、対応数、相談経路、認知症の初期か初期以外か、現状と課題はどうか、目的に沿った効果的な活動はできているのか。また、認知症であっても診断されていない人が多く存在している中で、認知症初期集中支援チームの訪問支援の対象となり得る方や、その関係者に初期集中支援チームが知られていない、地域の関係機関との連携体制が弱いなどにより、支援に

つながっていないのではないのでしょうか。お答えください。

次に、認知症サポーターの養成及び活用について伺います。

認知症サポーターの役割は、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをすることであり、現在、尾鷲市においては、2,000人を超える方が養成講座を受講しているように聞き及んでいます。

しかしながら、サポーターになったが、何をすればいいのかわからない、そういった方がほとんどではないのでしょうか。

今回示された認知症施策の大綱には、地域の見守り体制の構築支援、見守り、探索に関する連携など、自治体の取り組みとして、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターが認知症の人やその家族への支援を行う仕組みにチームオレンジの構築が盛り込まれておりますが、尾鷲市としてどう取り組んでいくのか、市長のお考えをお聞かせください。

次に、介護保険、保険者機能強化推進交付金、財政的インセンティブについて伺います。

2018年度より、各保険者の自立支援、重度化予防に向けた積極的な取り組みを支援する保険者機能強化推進交付金、財政的インセンティブが設けられています。

保険者機能強化推進交付金は2017年成立の地域包括ケア強化法において導入された交付金であり、高齢者の自立支援、重度化予防に前向きに取り組み、成果を上げた保険者により多くの交付金が渡る仕組みとなっています。

この交付金を配分する際の具体的な評価指標は、一定の期間における要介護認定者の要介護認定の変化率の状況はどうなっているのか、また、保険者が行っている自立支援、重度化予防などに係る取り組みなど、各指標についてどの程度取り組んでいるのかなどを点数化し、全国の自治体の結果と比較して交付額が決まるというものです。

尾鷲市の30年度の評価指標に伴う点数は612点中320点、交付額は287万5,000円、県内順位25位となっております。結果として、尾鷲市が行っている自立支援、重度化予防の取り組みは、他の自治体と比較して余り評価されていないということではないのでしょうか。

この点数、交付額についてどう感じているのか、また、今後の取り組みについてどのように改善していくのか、市長のお考えをお聞きいたします。

ここで一つ提案させていただきます。

人生100年時代を迎え、健康寿命を伸ばす取り組みとして、加齢に伴い、筋力や心身の活力が衰え、介護が必要となる一歩手前のフレイル、虚弱に焦点を当ててみてはどうでしょうか。

2019年度版の高齢社会白書によると、高齢者のうち要支援、要介護と認定された人の割合は、65歳から74歳が4.3%に対し、75歳以上では32.1%と約7倍にふえています。

介護が必要となる前にフレイル状態になる高齢者が多いことを考えれば、フレイルに特化した予防に取り組めば、健康寿命を伸ばす上で大きな意義があり、介護保険の評価指標に伴う点数の加点対象となるのではないのでしょうか。

次に、成年後見制度についてお尋ねいたします。

認知症や知的障害、その他精神障害があることにより、財産の管理や日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会の喫緊の最重要課題ではないのでしょうか。

成年後見人制度はこれらの人たちの重要な施策であるにもかかわらず、十分に利用されておられません。尾鷲市においては、成年後見制度の事業は、他の自治体に比較しておこなわれているように思われます。

第4期高齢者保健福祉計画、第5期尾鷲市障がい福祉計画、第1期尾鷲市障がい児福祉計画において「成年後見制度の利用促進」と、「制度の周知とともに、介護保険サービスの利用、財産管理、日常生活上の支援が必要な場合に、成年後見制度を利用するように支援します。また、市民後見人・法人後見人の養成など利用に関する体制の整備に努めます」と明記されていますが、具体的な事業の成果は見えてきません。

他の自治体では、市の委託を受けた地域の社会福祉協議会において、成年後見サポートセンターと位置づけ、法人後見をされています。例えば、桑名市、四日市市、鈴鹿、伊賀、名張、伊勢市など。

尾鷲市においては、早急に調査研究され、一日も早く成年後見制度の利用事業が高齢社会の最重要課題として市民に認知され、速やかな運営がされるよう、社会福祉協議会と協議をし、事業推進に取り組んでいただきたいと思います。市長のお考えをお聞きいたします。

次に、ふるさと納税について少し提案をさせていただきます。

ふるさと納税は、個人が全国のさまざまな地域、自治体に寄附することができ

る制度です。寄附額のうち2,000円を超える金額については、住民税の控除や所得税の還付を受けられ、寄附金を受け取った自治体が寄附者に対して3割程度の返礼品を提供することが一般化されています。

ふるさと納税は寄附の形態をとるものの、実際には納税先を一部移転させる制度であるとも言えます。そして、移転先の選択に返礼品の魅力の度合いが影響するというのが実態です。

これまででは、自治体に問われているのは、いかにして返礼品に興味、関心を持ってもらい、欲しいと思ってもらえるかです。ただ、ふるさと納税の返礼品は今や数十万点も存在するため、物で勝負して上位に組み込むのは、なかなか厳しいものがあります。

そこで、近年耳にする機会が多くなったクラウドファンディング、そのクラウドファンディングの形式を利用したふるさと納税、ガバメントクラウドファンディングを提案したいと思います。

ふるさと納税の開始から10年余り経過いたしました。魅力的な返礼品や税控除が受けられるといったことから消費者に広く普及し、総務省の発表によると、2017年度の利用者数は296万人と、前年比30%増となっています。しかしながら、尾鷲市においては、大幅な増収とはならないかと思われます。

一般的なふるさと納税とガバメントクラウドファンディング型のふるさと納税の違いは、寄附者が寄附先を返礼品で選ぶか、初めから寄附金の用途を明確にし、事業に共感したら寄附をしていただき、返礼品は一般的なふるさと納税と同じように、地場産品から選んでもらうという手法です。

ただ、入り口のの違いだけです。ぜひ検討をお願いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、小川議員の御質問に対してお答え申し上げます。

まず、認知症大綱における共生と予防の2本の柱の認識についてであります。

本年6月に、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症施策推進大綱が国において取りまとめられました。

大綱の基本的な考え方として、認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなってお

り、認知症の発症をおくらせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生と予防を車の両輪として施策を推進していくこととしております。

共生は、認知症の人が生活上の困難が生じた場合においても、重症化を予防しつつ、周囲中や地域の理解と協力のもと、本人が希望を持って前を向き、住みなれた地域の中で尊厳が守られ、認知症があってもなくても同じ社会で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指すものであります。

予防は、認知症にならないということではなく、運動不足の改善、糖尿病の高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等により認知症になるのをおくらせ、認知症になっても進行を緩やかにする可能性が示唆されていることから、予防に関するエビデンス、すなわち根拠、証拠といった、そういったものの収集、普及とともに、通いの場における活動の推進など、正しい知識と理解に基づいた、予防を含めた認知症への備えとして、取り組みに重点が置かれております。

このように、共生と予防の基本的な考え方のもと、普及啓発、本人発信支援を第1とし、2番目に予防、3番目に医療、ケア、介護サービス、介護者への支援、4番目に認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援、社会参加支援、5番目として研究開発、産業促進、国際展開の五つの柱に沿って、全て認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえて施策を推進することとされています。

本市におきましても、地域包括ケアシステムの構築に向け、本大綱に沿った認知症施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、認知症初期集中支援チームについてお答えいたします。

認知症初期集中支援チームにつきましては、認知症の方やその家族ができる限り住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医師を初めとする複数の専門職が御本人やその家族に早期にかかわり、包括的、集中的に支援を行うものであります。

本市におきましては、昨年度は8ケースについて対応を行い、そのうち、認知症初期集中支援チームが対応する対象の方は3ケースでありました。

また、本年度につきましては、これまで10ケースについて対応を行い、チームが対応する対象の方は1ケースとなっております。

本事業におきまして、チームが支援を開始するに当たっては、まず、対象者を

把握する必要がありますが、相談の経路はさまざまであります。これまで郵便局や警察、病院、あるいは家族や本人などから地域包括支援センターに相談が寄せられており、これは地域包括支援センターが認知症の相談窓口として周知される成果ではないかと捉えております。

チームの活動につきましては、チーム員が自宅を訪問するなど、アセスメント、これを行った上で、チーム員会議において方針を検討し、支援を行っております。

また、おおむね6カ月という集中した期間にモニタリングやチーム員会議を重ねて支援していくことにより、これまで適切なサービスを受けることができていなかった方に対し、専門職が医療機関や介護事務所と連携することにより、効果的に支援につながることであります。

さらには、支援の過程で御家族や御近所の方に認知症を正しく理解していただくことで、家族の認識の変化や御近所の方の協力を得られるなど、認知症に対する正しい知識の普及にもつながっております。

しかしながら、家族などの同意が得られないとチームがかかわることが難しくなる、また、発見がおくれると重度化してしまうなど、課題も幾つか挙げられます。

本チームの活動は早期発見、早期対応により効果的に支援につなげることが目的でありますので、まずは活動をより多くの方に知っていただき、気づきの目を持っていただくことが重要であります。

そのためにも認知症サポーター養成講座や認知症ケアパスを活用した周知に努めておりますが、今後さらに本事業に対する理解を深め、効果的にチーム活動ができるよう、民生委員を初め、地域の方々に御協力いただきながら、さらなる周知を図ってまいります。

次に、認知症サポーターの養成及び活用についてお答えいたします。

本市における認知症サポーターにつきましては、まず、講座を受講していただくことで、昨年度までに延べ2,251名、本年度はこれまでに101名の方に受講していただいております。さらに、昨年度からは高度な内容を盛り込んだフォローアップ講座を開始し、昨年度は17名、本年度は40名に受講していただいております。

認知症サポーターの方々には、認知症の方やその御家族の困り事を知っていただき、認知症の方が安心して暮らせるまちづくりの担い手として活動していただければと考えております。

例えば、町なかで戸惑っている方がいれば声をかける、介護をしている家族の方の話し相手になるなど、専門職でなくても無理なく行えることから始めていただき、気になる方は行政につなぐなど、地域の方が温かい目で見守ることができるネットワークづくり、つまりは地域の方による互助の仕組みづくりに参加していただきたいと考えております。

認知症サポーター養成講座を受講していただいた方の中には、より発展的な取り組みを実施する際には御協力くださると回答していただいた参加者もあり、今後より多くの方が認知症に対する正しい理解を広め、認知症の特性を知っていただける取り組みを実施できるよう、今後も地域包括支援センターと連携を行いながら進めてまいります。

次に、保険者機能強化推進交付金についてお答えいたします。

本交付金は財政的インセンティブとして、高齢者の自立支援、重度化予防につながる取り組みを積極的に行った自治体を評価し、その達成状況に応じて交付されるものであります。

小川議員御指摘のとおり、本市は評価指標による点数が県内でも低く、交付額も少なくなっていることから、評価を高めることにつなげる取り組みを早急に実施する必要があると感じております。

自己評価の点数が低くなっております主な要因は、推計に対する実績を把握し、進捗管理を行うPDCAサイクルの活用による項目や、介護給付の適正化や、介護人材の確保に関する取り組みといった部分であることから、紀北広域連合とも密に連絡を図り、高齢者の自立支援、重度化防止などに関する取り組みをより一層推進することにより、評価を高めていきたいと考えております。

次に、フレイル予防についてお答えいたします。

この件につきましては、けさ、NHKの特集として、このフレイル予防についてはどう取り組まなきゃならないかということが報道されておりました。非常に深く感動しました。

そういったことから、フレイルにつきましては、健康な状態から要介護状態になるまでの、この中間の段階とされておりますが、その原因としては運動不足や低栄養、あるいは社会的な接点が減っていくことなど、心身の変化と社会的、環境的な要因が重なり合うことによって起こると考えられております。

きょうのNHKではそのような報道がなされており、これをどう予防していくかについて語られていたという状況でございます。

フレイル予防をするには、生活習慣病の進行を予防しながら、運動機能、認知機能の低下を防ぎ、社会とかかわりを持ち続けることが大切です。そのためには、栄養、運動、社会参加の三つを柱に、それぞれをうまく連携させて、日々の生活に組み入れていくことが重要であります。

本年度実施しております介護予防教室におきましても、フレイル予防を目的とした体操や栄養改善のプログラムを取り入れるなど、参加者への意識づけとなるカリキュラムづくりを行っております。

小川議員から御提言いただきました平均寿命と健康寿命の差である健康ではない期間を縮めるには、フレイルに特化した予防は健康寿命を延ばす有効な手段でありますことから、スクエアステップを初めとした運動を習慣づけていただくような取り組みや、サロン活動やボランティアに参加するなど、常に社会とのつながりを持っていただけるような取り組みを今後も積極的に実施してまいります。

次に、成年後見制度利用支援事業についてお答えいたします。

本市の高齢化率は43.3%となり、高齢者に対する権利擁護の観点からも、今後、成年後見制度利用支援制度の果たす役割は大きくなることが考えられます。現在は実施要綱の見直し検討を社会福祉士、司法書士、社会福祉協議会と行っており、より現状に合った要綱の改正を目指しているところであります。

また、本人の意向を尊重した有効な制度の活用につなげていくためには、任意後見制度など、早い時期から制度を活用していく必要がございます。そのためには、判断能力が低下してからではなく、元気なうちから制度について考えてもらう機会を設けることが重要であり、広報おわせへの記事掲載やパンフレットの設置に加え、例えば出前講座や介護予防教室の活用など、今後は周知方法を工夫して、制度の早期利用促進を図ってまいります。

成年後見人申し立てにおいて、個人にかわる市長申し立ては一昨年度では2件ありましたが、昨年度と本年度の12月現在までは、市長申し立ては行っておりません。

本市では、社会福祉協議会が法人後見を行っておりますが、現在利用されている方はいない状態であり、また、市民個人が後見人となる市民後見人制度につきましても、これまでのところ、弁護士や司法書士による後見人が不足していることといった情報はありますが、本制度が周知されていないという状況も考えられることから、市民後見人事業の導入につきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

また、申し立てに関する相談等については、現在、福祉保健課や社会福祉協議会にて対応しているところですが、サポートセンターの設置につきましては、相談機能や受任者調整など、市や社会福祉協議会などが担える部分もありますが、担い手の育成、後見人支援などは専門性が求められる部分もあり、市が単独で運営するには難しい面もございますので、先ほど申し上げました実施要綱見直しの検討会の中で、協議を進めてまいりたいと考えております。

最後に、クラウドファンディング型ふるさと納税についてお答えいたします。

議員御提案のクラウドファンディング型ふるさと納税につきましては、用途を明確にして寄附金を募集することが可能となるため、本市の厳しい財政状況の中においても地域が抱える課題の解決や新規プロジェクトに必要な資金をふるさと納税での寄附を通して集める方法は、非常に効果的であるものと思っております。

また、お礼の品で選ぶのではなく、使い道から寄附先を選ぶという選択肢も重要であり、寄附者から賛同が得られるプロジェクトの構築を目指し、検討してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの回答は以上でございます。

議長（濱中佳芳子議員） 9番、小川議員。

9番（小川公明議員） もうチャイム、鳴りそうですけれども、丁寧な御答弁、ありがとうございます。

先ほど市長は、初期集中支援チーム、本年10件の相談ですからって、1件が対象者だとして対応した、これを言われました。これは地域包括支援センターが認知症の相談窓口として周知されている成果だとも言われました。

私は昨年です。去年です。昨年、介護についてといろんなアンケートを行って、その結果を言いますと、それによりますと、地域包括ケアセンター、何をするとところかわからない、知らないという人、結構いました。また、地域包括ケアシステムについては意味がわからない、聞いたことはあるが、どういうことかわからない。そういつて言われる方、たくさんみえました。周知されていたら、もう少し対応数がふえるのではないのでしょうか。

以前、委員会でもやらせていただきましたが、地域包括支援センターの看板のほかに、サブタイトルとして高齢者何でも相談とか、高齢者よろず相談とか、大きな看板を掲げたほうが相談件数、ふえるんじゃないのでしょうか。

議長（濱中佳芳子議員） 小川議員、恐れ入ります。時報が入りますので、少々お待ちください。

[休憩 午前 11時59分]

[再開 午後 0時00分]

議長（濱中佳芳子議員） 再開、お願いします。

小川議員。

9番（小川公明議員） 相談件数がふえるのではないですかというのが1点。

他の自治体でサブタイトルを大きく掲げましたら、相談件数が倍増したというのを新聞で見たことがありますけど、考えてみる気はないでしょうか、市長。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 昨年ですかね、この前もそういう御提案ございました。それを社会福祉協議会で看板をかえるなどして皆さん方が周知徹底できるような、そういう仕組みは絶対私は必要だと思います。

いろんな関係者との会議の中で、先ほどおっしゃっていましたが地域包括ケアシステムって何なのか、そういったまだ十分知られていない市民の方々がいらっしやると思います。そういう周知徹底という、いつも申し上げたような広報活動をどうやってやっていくのかって。

ただ、一つは、手段として広報おわせとか、あるいはワンセグとか、あるいはチラシを配ったりパンフレットを配ったりするというのも大事になるんですけども、そういうものについては、まず、やっぱりお客様がというのか、市民の皆さんが目につくような、議員おっしゃったような具体的な形でお示しすることも必要であると考えておりますので、前向きに検討したいと考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 9番、小川議員。

9番（小川公明議員） では、前向きの御検討をよろしく願いいたします。

次に、認知症サポーターについてちょっとお聞きします。

これまで、認知症に対する正しい知識と理解を深めるために認知症サポーター講座、先ほどでは2,251人くらいの方に受講をしていただいているようですが、受講された方にオレンジリングを出します。こういうものなんですけど、私も受けました。誰がサポーターか、把握はされていないですね。

今月の5日に認知症サポーターの、先ほど市長も言われましたけど、フォローアップ講座が行われ、40名受けられた。私も同僚の上岡議員とともに受講いたしました。サポーターの中には、何かお手伝いしたいがと思っている方もたくさんみえられているようでございます。

また、認知症施策の大綱にも、認知症サポーターによる見守り体制の構築、探索という項目、ありますけど、このフォローアップ講座を受けられた方で協力いただける方を、例えば、高齢者見守り隊という名前でも何でもいいんですけど、登録いただくようにすれば、いかがでしょうか、市長。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） さっき、冒頭、申しあげましたように、認知症サポーターについて講座を受講された方が昨年まで2,251名で、本年度101名ということで、2,300人強の方々が受講されていると。

受講されているということは、これに対して意識を十分持っていらっしゃる方であると私は認識しております。そういった方々に、どういった形で認知症サポーターとして。要するに、これに関するモチベーションを高めるためのいろんな方策というのは絶対必要だと思っています。

これも担当課長ともいろんな形で、どういう形でこの人たちにモチベーションを高めながらお仕事をさせていただいて、何とか何とかサポートできるような体制というのはできないのかということも協議している状況でございますので、その辺のところも前向きに検討はしていきたいと、このように考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 9番、小川議員。

9番（小川公明議員） ありがとうございます。

登録いただいたその方々に協力いただきまして、高齢者の見守り訓練、徘徊訓練、やっているところもあります。徘徊模擬訓練など。また、中学生などにもキッズサポーターになってもらっています。それで、交えて訓練をやることによって、認知症の理解も進むんじゃないか、皆さんに関心を持っていただけるんじゃないかと思います。

そういうことをすることによって、認知症に寄り添えるまちと言えるのではないのでしょうか。また、その登録された方に認知症カフェなんかも手伝っていただけるのではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 私、考えますのには、高齢化社会になりつつ、もうなり切っていると。要するに高齢化率が43%を超えているということについては、認知症のみならず、いろんなやっぱり生活支援サービスというものをきちんとやっていかなきゃならない。それは認知症に関係のある方々、そういうサポーター的な方々、あるいは要するに支援サービスの中の集落支援員とか、あるいは民生委員

とか、そういうものにかかわった方々もたくさんあると思いますので、そういう関係の方々を一堂に会しながら、どんなことが地域に対する、そういう福祉活動等々において生活支援も含めてできるのかという、そういう場を見つけるということも、場を整えるということも必要ではないかと、このように私自身は思っておりますんですけども。

議長（濱中佳芳子議員） 9番、小川議員。

9番（小川公明議員） いろんな福祉関係で手伝っていただけると思うんですけど。認知症カフェなんかは、今、手伝っている方もみえているようにもお伺いしております。

それと、そういう方に、尾鷲市は徘徊SOSネットワークというのをつくっておりますよね。これらも登録いただいたらどうでしょうか。高齢者の方が行方不明になった場合に、メール送信などして協力していただけることによって、早期に発見することもできるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 要するに認知症の方々の徘徊とか、いろんな行動を起こされるというようなことに対して、この件についても、私、経験者の1人でございまして。徘徊していると、どこでどうやってその情報が家族のところに連絡があったかと。当然、正直言って、別居、別世帯でありましたから、そういうときにそういうふうになる。やっぱり近所の方々とか、あるいは親しくしていた方々からの連絡が家族にあって、初めてそれがわかったという。私もそういう経験はしているわけなんですけれども。

そういう形の中で、周りの人たちがどうやってこれに対する関心を持って、どうやってやっぱり支えていこうかという、そういう社会が絶対必要だと思います。

そういう形の中で、今後はやっぱり具体的に、何をどういうふうにしてやるのかということをきちんと示しながら、そういう関係者あるいは賛同者を募りながら、対応というのはやっていかなきゃならないと、私自身はそう思っております。

議長（濱中佳芳子議員） 9番、小川議員。

9番（小川公明議員） ぜひネットワークに登録いただけるということを検討していただきたい。そのように思います。

それと、認知症施策の大綱にはチームオレンジの構築というのがありますけど、チームオレンジの運営の手引も4月に担当課のほうに送付されてきていると思われるんですけど、今、どのような検討されているのか。そして、それと……。ま

ず、それ、お願いします。

議長（濱中佳芳子議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） チームオレンジの取り組みについてでございますけれども、国においては本年4月において、このチームオレンジの概要が説明がありました。

しかしながら、このチームオレンジの説明につきましては、先月、11月25日に私ども、市町のほうとしては説明会に行って、津のほうで研修を受けてきたということでございまして、現在のところ、先ほど議員からもお話がございました認知症の初期集中治療チームについても、早期に介護や医療の支援を行っていく場合においても、まず、その対象である御本人と御家族の方が認知症であるということを認めていただいて、そのもとで支援をしていくということが重要でございまして、今度、チームオレンジにつきましても、先ほど申しました支援チームと同様に、御本人とその御本人の家族の方が認知症であることを認めていただくということがまず重要となってくるのではないかと考えています。

今後、認知症サポーターによる普及啓発を進めていく上で、このチームオレンジという形に発展をさせていっていただきたいなどは考えておりますけれども、現在、地域の実情や活動内容等を十分、チームオレンジの内容を理解していただきまして、御本人、家族、また、身近なスーパーや病院、あるいは金融機関等の方々がチームオレンジのそもそものこの考え方ということを十分理解していただいて、今後、段階的に、市としましては取り組んでいきたいと、このように考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 9番、小川議員。

9番（小川公明議員） 先ほどチームオレンジについて、認知症の本人の理解がなかなか得られないということでありましたけど、また参加してもらおうということで。

これ、参加してもらおうって、ピアサポーターとして参加してもらおうのか、それとも、どうなんでしょう。ただ参加してもらっただけで、ピアサポーターとしてできることをやってもらおうということなんじゃないかな。

議長（濱中佳芳子議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） まず、このチームオレンジにつきましては、特定のあ
る地域で、さまざまな多職種の方々、あるいは地域の政府関連企業を行われている
の方々がチームを編成するというところからございまして、その地域の方々に登録
するという形でチーム編成を行っていくという、そういった段階的な進め方を行

っていきたいというふうに考えています。

議長（濱中佳芳子議員） 9番、小川議員。

9番（小川公明議員） それと、先ほどの会社関係じゃないですけど、商店とか、いろいろ言われておりましたけど、これ、例えばスーパーなんかのス労連のことと理解すればよろしいんですか。

議長（濱中佳芳子議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） 例えば、スーパーの方々が買い物にいらっしゃった認知症の方の症状を十分理解していただいているとしたら、その金銭の授受についてもゆっくりと御説明をしたり、理解していくような取り扱いを行っていただけるといことで、議員おっしゃられたス労連といった、そういう基本的な考え方にも沿ったものでございます。

議長（濱中佳芳子議員） 9番、小川議員。

9番（小川公明議員） それと、少し提案させていただきたいんですけど。

認知症市民フォーラムと題しまして、市民全体に向けた認知症に対する理解や関心を促進することを目的に、認知症の映画上映。これ、松阪市とか伊勢市とか結構やっておりますけど。

じゃ、認知症予防のため、自分自身のチェック機会として、早期に発見するために、イベント、出前講座などでタッチパネル式のスクリーニングテストというのがありますよね。そういうのを行ったらどうかと思うんですけど、いかがでしょう。

議長（濱中佳芳子議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） 今現在のところは、今御提案いただいたことについては検討している状況ではございませんけれども、今の御提案を受けまして、今後、検討させていただきたいと考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 9番、小川議員。

9番（小川公明議員） それでは、次に、B P S D（認知症の行動と心理症状）の対策についてお聞きいたします。

認知症を発症した人への早期支援を整える必要性は言うまでもありませんが、実は、認知症の人の6割程度が発症してから重症化するまで診断も治療も受けていないという現状があるようです。

そんな認知症の人の在宅生活を困難にする要因はB P S Dです。妄想や幻覚、暴力、暴言などの行動、心理症状です。そんな行動、心理症状が出始めたとき、

そういった症状ならこうしたらおさまるなど、家族や介護者、そういった方が電話で相談できる相談体制、対策はどのようになっているのでしょうか。これは課長に聞いたほうがいいんですか。

議長（濱中佳芳子議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） B P S Dの対応策につきましてお答えさせていただきます。

B P S Dにつきましては、その方の置かれている環境であったり人間関係、また、性格などによってそれぞれが症状が異なってまいります。

介護者の方が対応に苦慮する多くは、認知症によって引き起こされる記憶障害であったり判断力の障害といった中核症状よりも、議員申されたB P S Dの暴言や徘徊といった周辺症状であることが多いとされております。

このB P S Dを改善するためには、環境を整えたり、かかわり方の工夫をすることなどにより、症状を軽減できると考えておりますが、対応策といたしましては、介護者や周囲の方が認知症御本人の話に傾聴し、御本人の気持ちに寄り添うことが第一歩であるということが言われております。

B P S Dへの理解を深め、介護者の負担を軽減するためにも、対応方法についてのマニュアルを今後作成していきたいと、このように考えていますし、B P S Dが出るようになりますと、今後、その介護者の負担が大きなものとなりますので、その際には、我々福祉保健課と地域包括支援センターに社会福祉士を初めとする専門職が常駐しておりますので、制度横断的な支援ができる体制を整えておりますので、今後、そういった御相談をいただければというふうに思っております。

また、ほかには、介護の仕方の相談であったりとか、日ごろの悩みなどを他の方と共有できる場である認知症カフェ、または介護者の会などにも御参加いただければ、そういった対策を事前に、予防できる場合もあるということで認識しております。

議長（濱中佳芳子議員） 9番、小川議員。

9番（小川公明議員） 今、マニュアルということを言われましたので。

今、多くの自治体で、認知症家族、介護者のためにというB P S Dの介護マニュアル、そういった冊子、つくっておられるみたいなんですけど、それを、こんな症状にはこうやったら対処できるとか、そういったマニュアルをつくられるということなんですか。

議長（濱中佳芳子議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） 症状が悪化しないような予防がどのようなことができるのかといったことも含めたマニュアルをつくっていききたいと、今後検討していきたいと思っております。

議長（濱中佳芳子議員） 9番、小川議員。

9番（小川公明議員） ぜひつくっていただきたい。そのように思います。

地域の中で、介護疲れやB P S Dに苦しんでいる方、たくさんみえると思います。これが、その冊子があるだけで、心強い味方ができたと安心できる方もみえるのではないのでしょうか。ぜひB P S D介護マニュアル、作成をしていただきたい。そのように要望しておきます。

次に、成年後見制度についてお聞きします。

成年後見サポートセンターについて、市長は先ほど、担い手の育成、後見人の支援など専門性が必要なため、市で単独で運営するのは難しいのではないかとというような意味のことを言われましたけれども、それって、失礼ですけど、市長の認識不足じゃないのでしょうか。

伊勢市では本年の7月1日に、伊勢市から運営の委託を受けた社協が社会福祉士の資格を持つスタッフ2名でサポートセンターを開設しました。

尾鷲市の社会福祉協議会にも、社会福祉士、十数名いるようです。サポートセンター、開設するしないは市長の決断次第だと思うんですけど、今後、認知症高齢者がますます増加し、後見人の需要も高まっていくと見込まれますが、まず、市長に今後の成年後見人制度の必要性について、もう一度、御認識と見解を伺いたいと思います。お願いします。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど壇上では、一応、概要を述べさせていただいたということで、当然のことながら、それを突っ込んだ御質問もあろうかと思ひまして、その辺についてお答え申し上げたいと、このように考えております。

要はサポートセンターの設置についてということでございますんですけども、当然、成年後見制度につきましては、認知症や障害がある方も住みなれた地域で安心して暮らすことができることを目指す地域包括ケアシステムの、これは大きな一翼を担うものと考えております。

そして、現在、本市におきましては、福祉保健課、そして地域包括支援センターが相談窓口となっておりますが、一方では、弁護士などの専門職や必要な関係

機関との連携を強めて、制度のさらなる周知を図る意味でも、他市町に見られるようなサポートセンターの設置は重要であると考えております。

しかしながら、相談業務につきましては、特に専門性が求められる部分、これがありますので、設置に関しましては専門職の方や、先ほど御指摘の社会福祉協議会などと検討してやっていきたいと、このように考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 9番、小川議員。

9番（小川公明議員） 社会福祉協議会にしても、社協と協議していただけるということで、ぜひつくっていただきたいと思います。

成年後見サポートセンター、設置されますと、今までですと、社協と福祉保健課、相談内容、二ところ、2カ所でやっておりましてけど、これが一本化されるということ、そういうメリットもありますし。

これ、伊勢市の最近できたきぼうというサポートセンターなんですけれども、これからこの仕事としましては、成年後見制度の利用についての相談も受け付けておりますし、成年後見の申し立ての支援や専門機関との連携もここでやっております。また、既に活動している成年後見人からの後見人の相談、支援する人の支援も行っております。制度に関する広報啓発などもここが担っているということで、非常にこれをやることによって、高齢者の方、安心できるんじゃないかと思うんですけど、ぜひね。

これをやっておられるのは社会福祉士の方です。いろんな研修を受けながらやっているということで、尾鷲市でもできるんじゃないかと思うんですけど、ぜひ検討していただいて、できるような方向でやっていただきたいと思いますが、もう一度お聞きいたします。どうでしょうか。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほども答弁しましたように、サポートセンターの設置は重要であると考えております。

今現状におきましては、相談業務につきましては専門性が求められる部分もありますので、この設置に関しては専門職、この方々と、社会福祉協議会などと検討して、前向きに検討したい。このように考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 9番、小川議員。

9番（小川公明議員） そういうことですね。今、社協へ委託している日常生活自立支援事業、これにおいても福祉サービスの利用の援助とか、日常的金銭管理サービス、書類の預かりサービスというの、契約に基づいて幾らか払っていると思う

んですけど、これには判断能力があるときではないと契約ができないというのがありますけど、今何名の方が利用されておられるんでしょうか。

議長（濱中佳芳子議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） 今現在、17名の利用と聞いております。

議長（濱中佳芳子議員） 9番、小川議員。

9番（小川公明議員） 17名のうち、いろんな障害者の方もみえると思いますので、認知症になる手前、判断能力のある方、そういう方が判断能力がなくなってくる前に任意後見制度、それをやっておいたほうがいいと思うんですけども、課長の考えはどうなんでしょうか。

議長（濱中佳芳子議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） 成年後見制度については、今議員もおっしゃられたように、法定の制度と任意の制度とがございまして、まだ判断が十分つく場合においては、任意の後見制度、契約による後見制度という制度がございまして、あらかじめ判断力があるうちに、こういった制度を御利用いただくことが御本人の意思が十分反映されるという意味からすると、議員おっしゃられるとおり、この制度は有効なものと、そのように考えています。

議長（濱中佳芳子議員） 9番、小川議員。

9番（小川公明議員） それと、30年度の市長申し立てはゼロ件、相談ケースもゼロ件。紀北町では30年度の町長申し立て、5件あったそうです。伊勢市なんかにおきますと、2018年7月時点で201名の方が成年後見人制度を利用されておるみたいでございまして。

本当にこの尾鷲市には、成年後見制度、必要な方、いないんですかね、ゼロ人というのは。市民の皆さんに成年後見制度、理解されていないんじゃないですか。

この制度ができて19年になります。尾鷲市成年後見制度利用支援事業実施要綱も平成21年から適用されておりますが、中身を見ますと、市長申し立ての助成金、また、後見人の報酬への助成金など、しっかりと規定されておりますけれども、市民の周知、できていないんじゃないですか。これこそ仏つくって魂入れず、まさにこのことじゃないでしょうか。

こういった、消極的だから、保険者機能強化推進交付金、県内25位というような不名誉な結果になるんじゃないでしょうか。市長、どうでしょうか。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 事実として、一昨年、市長申し立ての実績として、市長申し立

て2件あって、それで、一昨年とことしはない。ないからいいもんじゃないわけなんですよね。

だから、まず、やっぱりここで一番大事なのは、私は周知するということ、これが一番大事な話なんです。こういう制度ができて、こういう場所が設置されたから、いろんなお問い合わせ、いろんなことについては、ここで相談されたらどうかという。まず、やっぱりそこが私自身が一番大事な話じゃないかなと。

いずれにしろ、尾鷲市と比べるといったら、人口の差からいったら、8分の1か7分の1が尾鷲市はないです。そんなことを考えたら、5人だったらというような話になるんですけれども。

しかし、やっぱりこういう制度というものについては、やはり弱者に対するどういう形で周知して、皆さん方が御認識いただいて、これをどうやって支援していくかという、まずここが一番大事じゃないかなとは思っております。

そういう成年後見人制度については非常に重要な制度でありますし、この前も新たな条例の改正、印鑑証明の話も出ましたし、こういう弱者に対する対応ということをきちんとやっぱり市として対応していかなきゃならないとは私は思っております。

議長（濱中佳芳子議員） 9番、小川議員。

9番（小川公明議員） 時間ももうちょっとになってきましたので。

認知症施策の大綱にでも載っております、利用促進が、拡充の施策になっていきます、成年後見人制度。制度への理解を広げるために、市長も言われましたけど。それと、職員や福祉関係者に対する研修会、また、市民向けの講演会など啓発活動、今後、しっかりやっていっていただきたい。そのように思います。

認知症施策は成年後見人の視点がなくては成り立たない。そういうことを申し添えて、次のふるさと納税の質問にさせていただきます。

先ほど、クラウドファンディングを利用したふるさと納税、言いましたけど、その用途というのをちょっと提案させていただきたいなと思って。

例えば、魚の稚魚の放流、放流事業293万円、ふるさと応援基金を使っておりますけれども、これで事業を組み立てて、ターゲットを釣り客にしていただければいけるんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。これは市長ですかね。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 正直言って、そのアイデアについては、まだ私も認識しておりませんけれども。

ただ、冒頭に申し上げましたように、クラウドファンディングについては今後、やっぱり市としても、いろいろ活用方法を考えながら実施していかなくちゃならないと思っております。先ほどおっしゃった小川議員のこの話につきましても、やはり最終的に皆様方に、要するに税金を納めていただく方々に興味を持っていただくのか、その中身の話だと思います。

中身をきちんと、やっぱりこちらからどうやってPRしていくのか、それについて賛同を得るといような、そういうことも含めてじっくりと企画、立案というんですかね、そういったことも考えていきたいと、このように考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 9番、小川議員。

9番（小川公明議員） 調べてみましたら、そういう今言った魚の放流、そんなのでガバメントクラウドファンディングをやっている自治体、ありました。ぜひ検討のほう、お願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございます。

議長（濱中佳芳子議員） ここで休憩いたします。再開は13時40分からといたします。

〔休憩 午後 0時28分〕

〔再開 午後 1時40分〕

議長（濱中佳芳子議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、3番、奥田尚佳議員。

〔3番（奥田尚佳議員）登壇〕

3番（奥田尚佳議員） 私は今議会の最後の一般質問者となりましたが、質問事項は大きく3点あります。

一つ目が12月末で退任する副市長に関する人事について、二つ目が尾鷲港新田線道路整備事業に際して、4年前から進めた折橋墓地の光ヶ丘墓地西側への移転を断念したことについて、三つ目がなぜ10月1日付議長宛て議員対応についての申し入れを撤回してくれなかったのかであります。

この三つ目の議長宛て申し入れの件につきましては、今さら話を蒸し返すのではないかと思われる方もいらっしゃるかと思いますが、これまで私は議会の場で、この件について発言する機会がありませんでした。今後の市長の市政運営、そして施策等を議論する上で大事な事柄だと思いますので、少し触れさせていただきます。御了承願います。

まず、12月末で退任される副市長に関する人事についてであります。

1月26日開催の全員協議会において、藤吉副市長が突然、本年12月末をもって退任されるという話を聞き、なぜこの時期にという思いであり、多くの市民が驚いております。

短い期間でしたが、まずはお疲れさまでしたと申し上げたいと思います。また、先日の全員協議会では、退任後も尾鷲を応援したいという言葉いただき、本当にありがたい気持ちでいっぱいです。

私は今回の副市長の退任について、特に指摘するつもりはございません。従来から副市長は県の協力により、現職の方が尾鷲市に出向という形で何人か副市長に就任され、任期を全うされた方、一方では、県の人事の都合により、繰り上げで退任された方などもいらっしゃいました。

藤吉副市長の場合、2年4カ月前に本市に着任され、私はそのとき、今度の方は県の現職ではないし、これから少なくとも任期の4年間は十分腰を落ちつけ、市政の運営に尽力していただけるものと思っておりました。しかし、今回、このような事態になり、大きな市の損失だと思われまじ、まことに残念でなりません。

今回の退任理由について一身上の都合と言われましたが、私はどのように理解しているのかよくわかりません。一身上の都合ということですので、決して深入りするつもりはありません。一般的に一身上といえ、まず、本人の健康上の都合、そして、次に、家族的な理由等が挙げられます。

副市長にお尋ねいたします。

差し支えなければ、退任理由についてより具体的にお話しいただければ幸いです。無理ということであれば、無理であると言っただけであれば、それで結構です。よろしく願いいたします。

次に、尾鷲港新田線道路整備事業に際して、4年前から進めた折橋墓地の光ヶ丘墓地西側への移転を断念したことについてであります。

尾鷲港新田線は、今から56年前の昭和38年に都市計画決定され、整備を進めてきた道路であります。尾鷲港耐震岸壁から光ヶ丘にかけての道路であり、災害時における緊急道路としての役割を担うとても重要な道路であります。

今から3年前の平成28年12月議会において担当の市民サービス課から、折橋墓地の移転候補地として光ヶ丘墓地の西側、そして東側、さらに馬越墓地の西側の3カ所について検討しているとの報告がありました。

その後、平成29年3月議会において一次選定、二次選定を行った結果、光ヶ

丘墓地の西側に決定したという報告がありました。それ以降、議会において、比較的順調に進んでいるという報告を随時受けていたはずであります。

私はことしの6月議会でも、尾鷲港新田線についての一般質問を行っております。その際、私が供用開始の時期を聞いたところ、市長から現在の計画としては、令和5年度末までの都市計画道路事業認可を受けて事業が進められているとのことでした。

しかし、11月21日に報告があったように、まさか折橋墓地移転候補地として決定していた光ヶ丘墓地の西側である移転先をここに来て断念するとは夢にも思いませんでした。

この結果、この12月議会の補正予算に3,800万円ほどの予算が減額計上されております。これは墓地造成調査・設計・積算業務委託料として、県が出してくれる予定であったものです。

この移転先を今ごろ断念したことは、せっかく県が予算を割いてくれたのに、県に大いなる迷惑をかけたこととなります。結果的に供用開始の時期もおくれると思われませんが、影響が多大であります。

そこで市長にお尋ねいたします。

4年前から進められてきた計画です。折橋墓地移転候補地として決定していた移転先を今ごろ断念した原因はどこにあると思いますでしょうか。率直にお答えください。

次に、なぜ10月1日付議長宛て議員対応についての申し入れを撤回しなかったのかであります。

10月1日付議長宛申し入れの中身は、9月12日の朝、病院側において、いかにもパワハラ行為があったかのような趣旨であり、実際、市長からもそのような趣旨で提出したとの説明でありました。私としては納得がいかないため、市長に対し、10月25日付で議長への申し入れ書の撤回のお願いという文書を出させていただいた次第です。しかし、残念ながら、撤回していただけませんでした。

確かに、議長宛ての文書に対し、個人的に私が撤回してほしいというのはおかしいかもしれませんが、しかし、市長が議長に出された文書を拝見する限り、文末に議会に対し抗議を申し入れるものでありますとありますが、最初から最後まで私を名指しで批判、非難する内容であり、いずれも事実と反する内容に基づき作成されているとともに、公文書の虚偽記載であると思われれます。私の人権を完全に無視し、私の名誉を著しく毀損する内容となっておりますので、私個人として

市長に文書の撤回を求めた次第であります。

冒頭に申し上げたように、議会の場でこの文書に対する発言の機会がこれまでありませんでした。10月7日、11日の2回にわたり開催された議会運営委員会でも聞いてもらっておりません。10月7日に開催された議会運営委員会では、除斥までさせられました。除斥の後、発言の機会をもらえるかと思っておりましたが、残念ながら、ありませんでした。

ですので、今さら話を蒸し返すのかとお思いの方もおられるかと思われませんが、問題山積の加藤市政において、市長の市政運営、そして施策等を議論する上で今後の議会運営等を考えると、うやむやにはできない事柄であると思われまます。御理解いただきたいと思ひます。

10月7日の議会運営委員会において、市長からは、過去に奥田議員がどこかの課で職員と話し合いをしているときに大きい声を発したのが市長室まで聞こえてきたというような漠然とした報告がありました。その際、議会運営委員会の委員長から、申し入れ書の記述では不十分な部分があるから、詳しく調査し、次の議会運営委員会にその資料を提出するようにと執行部に求められました。

その後、10月11日の議会運営委員会において、総務課職員からは、全庁内の職員に奥田議員から過去にパワハラ行為があったかどうか調査したが、何も記録も根拠もないため、資料は提出できないと言われ、さらに、その総務課職員は、過去において2年半以上前の平成29年3月に、何のことがわからないが、自分自身に暴言を吐かれたことがあったが、この行為については自分自身がパワハラとは感じていないとまで言われました。

また、この議長宛て文書を提出する発端となった事案は9月12日の病院での出来事とのことで、病院側から市長に報告書が上がっているということでした。しかし、議会運営委員会にはその報告書は示されず、根拠となる資料の提出も一切ありませんでした。

そこで市長、市長にまずお尋ねいたします。

具体的にどの点をパワハラと言われたのか、パワハラの定義と照らし合わせてお答えください。

また、病院側から市長に上がったという報告書が10月7日、11日両日の議会運営委員会に示されなかったのは、余りにも不自然であります。察するに、その報告書は事実に反し、誇張された内容になっているので、提出できなかったのではないのでしょうか。病院職員が先に大きな声で暴言を吐き、私を罵倒したこと

が全く記載されておらず、私が悪者になるようかなり脚色された内容になっていると思われま

す。事実に反する報告書が作成されること自体、重大な問題ですが、公文書の虚偽の記載であると思われま

す。そのような事実に基づかない、真実ではない報告書が市長に上がっているということは、正しい情報が市長に報告されていないということであり、市政運営のかじ取りを間違

うおそれもある重大な問題であり、また、加藤市政の欠陥を露呈するものと思われま

す。また、文書には、「奥田議員が過去においても」と書かれておりますが、公文書として、公文書として、市長たる方が議長に文書を提出するのであれば、根拠となる資料が一切ないというのはいかなるものでしょうか。それに、市長としての認識が正しいとは到底思えない内容が幾つ

も述べられております。今回の文書は、市長としての認識不足を露呈するものであり、市長の信用失墜にもつながりかねません。

そこで市長にお尋ねいたします。

市長は議会に対しパワハラ問題を全面に出したものの、実は、市長の目的は私の議会での口封じにすぎないのではないかという市民の声がありますが、実際、市長が議長宛て申し入れ書を出した主目的は一体何だったのでしょうか。率直にお答えください。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。
〔市長（加藤千速君）登壇〕
市長（加藤千速君） それでは、奥田議員の御質問に対しましてお答え申し上げたいと思っております。

今回の副市長の退任の件につきましては、先ほど野田議員の答弁にも申させて

いただいたとおりでございまして、副市長のほうの辞職の願いが出されて、一身上の都合ということもあり、許したわけでございますけれども。

（「したに」と呼ぶ者あり）
市長（加藤千速君） はい。まず、その実態をあれしている。

その前に、先ほどの奥田議員からの、副市長からのコメントをよろしくお願

いします。
（「後で。市長が」と呼ぶ者あり）
市長（加藤千速君） じゃ、後でやらさせていただきます。

特に御心配されている藤吉副市長のこの辞職願が出されて、そういうこともあ

り、恐らく私としては、市政運営のスピードを緩める、緩めるんじゃない、緩まるんじゃないかというような、そういう気もありますけれども、とりあえず、一応、そういう事情のもとで、今後、私自身は市政運営のスピードを緩めることができないために、私も含めて、教育長、そして21名の課長が今以上に頑張らなければならない。このように思っている次第でございます。

特に今後の行政運営につきましては、これまでどおり、毎月の三役課長会議で各施策の進捗状況を確認するとともに、私の思いや意見について今まで以上に議論を重ねながら、各施策の推進を図ってまいりたいと、このように考えております。

また、一方、課長補佐以下につきましては、職員につきましては、毎月の朝礼で私の思いや仕事への取り組み方を話しながらコミュニケーションを図り、オール市役所の組織力で行政運営に当たってまいりたいと、このように考えております。

次に、この平成30年12月に光ヶ丘墓園西側を候補地として決定を行っており、急遽、候補地を断念せざるを得ない、何でなのかというようなことについてお答えしたいと思います。

折橋墓地の光ヶ丘墓地西側の移転の件についてお答え申し上げます。

実のところ、隣地地権者及びその管理に対しての対応がこの8月に問題が発生するまでなされていなかったことに対して、申しわけなく思っております。

今回の場合につきましても、正直申しまして、私も一応スムーズに、この折橋墓地移転事業が進んでいるということは、そういうふうには思っておりました。8月に初めて、そういう問題があると。

その問題があるということについては、二つございます。

一つは、候補予定地において、100メートル以内の住民の方々が反対をされていると。何人か。一応、報告によると、13人ほど反対されていると。この問題が土地収用法というようなものにひっかかって、これはやっぱり問題があるということが、私自身もそのとき初めて認識したということが一つございます。

もう一つは、その候補予定地の、要するに境界にある隣地地権者、これが反対していると。その件について反対運動も起こすというような形で、絶対に境界の立ち会いはしないというような話があって、断念せざるを得なかったと。それに対する対応というのは遅きに失したかもわからないけど、とりあえず一応説得はしましたけれども、結果的にだめであったということでございます。

次に、議長への申し入れ書の撤回のお願いについての件でございます。

まず、パワハラというのはどうなのかというの、パワーハラスメント。

要するに、パワハラというものについては、相手がどう受け取るか、あるいは周りの人間がどう受けとめているか。それがパワーでもって、要するに威嚇等々の、そういうものでもってハラスメントを起こしているという、こういうことだと思います。

今回の問題に上がりましたのは、先ほど議員がおっしゃった、たしか9月12日に病院側から議員対応報告書というものをいただきました。

それに対する私たちの認識、要するにこれに思っ、これに対する判断は、要は完全にこの行為については、私はパワハラ行為であるということを認識し、これに対していろいろと打ち合わせをしましたがけれども、最終的には、議会へのこの申し入れ書というのを outsourcing させていただいて、これの対応を求めるとい、初めてのことらしいですけれども、議員対応についての申し入れ書を市長から議長に出したという行為でございます。

それに対して、どういう内容かということに対して、議員対応報告書についての概略につきましては、たしか私自身は、議員運営委員会か何かで、この内容についての概略を御報告させていただいたというような状況でございます。

そういうことで、奥田議員からのいろんな話があったけれども、議員のその言動が私自身はパワハラに値するというので、こういう結果をやっただけでございます。それと同時に、その内容について報告していないんじゃないかといったことにつきましては、概略は一応報告したということでございます。

そういった中で、私自身は、今回の問題につきましては、この奥田議員から提出された議長への申し入れ書の撤回のお願いにつきましては、既に議長から議員対応についての申し入れ、これに対する正式な回答を議会からいただくことが決定しておりましたので、それも本年10月28日には議長名で回答をいただいております。私たちも議会に対して対応を求めたものに、議会として回答をいただいたことで、解決したものと私は判断いたしております。

一応、概略だけは壇上から御報告、御回答させていただきます。

あとは、副市長のほうから。

議長（濱中佳芳子議員） 副市長。

副市長（藤吉利彦君） 私が12月末をもって辞職させていただく理由につきましては、一身上の都合でございます。

以上でございます。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） ありがとうございます。

それでは、続けて、質問させていただきます。

今、副市長は一身上の都合ということだけでけしかおっしゃっていただけなかったんですけど、それ以上、お聞きしません。

それで、市長に1点だけお聞きしたいんですけど。

地元紙を拝見しますと、これ、囲みでの取材に応じたのかな、市長は。後任人事について何も考えていないと、必要なかどうかも含めて、3月までには副市長なしでいくというふうに述べられているようなんですけど、これは事実ですか。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） たしかあのときは囲み取材だったと思うんですけども、一応、お答えさせていただきました。

後任の副市長人事につきましては、やっぱり本市の山積する諸課題を解決していくためには、まず、政策に精通している方、そして、僕は職員を統括できるマネジメント、この能力に秀でた方を早急に選任したいと考えておりますが、まず、それを一応3月までにどうするべきかということを考えますという、そういう発言でございます。

しかし、私の残りの任期を含めて、今後どういうふうにしてやっていくべきなのか、これにつきましては慎重に検討はしていきたいと、このように考えております。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） わかりました。

ただ、必要なかどうかも含めてなんていう、こういう表現があると、必要なのかなとか、なかったのかなというふうにとれないこともないものですから、ちょっとお聞きしたんですけど。

ただ、市長、本当に副市長がいなくなるというのは、大変なことだと思うんですね。これから新年度の当初予算の編成もございますよね。ですので、私は相当な覚悟が必要じゃないかなという気がしてならないんですけど。その辺のところ、市長は簡単に考えていないと思うんですけど、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

それでは、ちょっと二つ目のほうに参ります。これでもう終わります。副市長

の人事の件は。

それから、2番目、折橋墓地の移転の件なんですけれども、これを私、なぜ質問させていただいたかという、やはり同じ轍を踏まないでいただきたいという強い思いでさせていただいた次第でありますので、その辺、どうも御理解いただきたいと思うんですけど。

それで、市長の就任日というのは平成29年の7月26日ですよ。その日に起案書が上がっているのがあるんですよ。これ、近隣住民様へのお願いということで、パンフレットだと思うんですけど、折橋墓地移転候補地についてということで、近隣住民さまの御理解と御協力をよろしくお願い申し上げますという。

これを今から配布しますということで、今後につきましては理解と協力を得られるよう丁寧な説明を行っていきますというようなことも書かれておまして、このとき、多分、これまでの経緯とか、尾鷲港新田線のこの事の重大性というもの、を市民サービス課のほうから説明を受けていると思いますけれども、そうですね。確認で。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 日にちについては記憶が乏しいものですから。ただ、議員おっしゃるように、市長就任の後、折橋墓地移転の経緯については、一応、市民サービス課からレクチャーを受けたという、そういう記憶はございます。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） それで、ちょっと確認なんですけど、市長はこの候補地というのをごらんになったこと、あります。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 視察は行いました。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） どのように思われました、印象として。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 一応、ここを候補地としているということについては、どういうふうに思われたか。ここが要するに、この折橋墓地移転のための場所なのかということぐらいでございます。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 本当にごらんになったんですかね。今の話聞いていると、本当にごらんになったのかなという気がしているんですけど。

私もこれ、見てはいるんですけど、やっぱり実際、ここを見てみると、本当に荒れ果てた山林というわけじゃ、全然ないんですよ。ないですよ、市長。一応ごらんになったと言うのだから。

宅地が2棟あって、以前、住んでいた場所でありますね、下のほうは。そして、きれいにその上も整備された畑とかがあるわけですね。平地は結構あります。勾配もきつくないんですよ。その東側ですか、に光ヶ丘の墓地がありますけど、今、それよりも僕、勾配は緩やかじゃないかなと思うんですね。

ですので、その光ヶ丘墓地のすぐ横に薬師谷川というのかな、がちょっとだけあるんだね。二、三メートルかな。すぐその横なんですけど、簡単に橋もかけられると思うし、すぐ光ヶ丘墓地から行けるといって、本当に絶好の場所じゃないかなという気がするんですよ。それがこの断念の報告が11月の、先月21日にあつて、私は非常にびっくりしたといつか、残念な気持ちでいっぱいなんですけれども。

先ほど就任日の起案書は出ていますので、そのとき説明を受けているということでしたけれども、市長の行動としては、前日の11月20日に初めて隣接地の実質的管理者の方に会ったということなんですけれども、8月まで知らなかったと先ほど言っていましたけど、本当にそうなんですか。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 正直申しまして、この問題、先ほど申し上げました2点については、要は、まず、墓地から100メートル以内に住んでいらっしゃる住民の方々が何名か反対しておりますと。それを説得しなければならないですと。

ただ、それがなかったとしても、墓地と候補地としては継続していくという、そういう話を聞いておりましたので、私自身もそれだったらというような話でございます。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） わからないのは、隣接地の方の承諾がないと、境界確定測量ですか、それができないということで、それで、それができなければ、税制の優遇、5,000万円控除もできないという話でしたけれども、この境界点、きちっとあるんですよ。公図もありますし。

平成20年かな、隣の土地が、隣の土地が競売にかけられて、名義がかわっているんですよ。そのときには立ち会いはなかったんですね。だから、今回、どうしても境界確定測量というのは要るんですか。というのは、矢浜保育園の用地買

収のときに境界確定測量をやっていないんですよ。ですので、どうしても境界確定測量というのは要るんですか。

平成20年の隣のですよ、よくわからない隣の土地が競売にかけられて、名義変更をしているのに、そのときは候補地になっている人の立ち会いはしていないというんですよ。本当にこれ、どうしても、やっぱり要るやつなんですかね。
市長。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 私は必要であるということを知りましたので、だから、その立ち会いがないと次のステップに進められないということで、やはり必要であるということを知ったというところでございます。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） それなら、多分市長はそのときに気づいたんだと思いますけれども、担当課の市民サービス課、隣地の方の立ち会いは必要だということであるならば、早い段階で、これ、もっと動くべきじゃなかったのかなという気がするんですよ。全然その交渉にも来なかったという話もありますので、僕はそこがよくわからないんですよ。

ちょっと僕、お聞きしたいんですけど、平成30年の9月30日現在という資料を私、きょう入手したんですけど、これを見ますと、居住者の方、周辺住民の方ですよ、64人の居住者がいて、同意が53人、反対が11人いると。それから、貸し主、貸し主の方が13人いて、同意が11人、移転に対して、反対が2人ということなんですけど、これ、平成30年の9月3日なんですけど、今の時点でも変わっていないんですか、変わっているんですか。課長。

議長（濱中佳芳子議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（宇利崇君） 現状におきましては、周辺居住者及び周辺家屋家主の合計が77世帯でございます。そのうち、同意が64、反対が13という結果でございます。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） ということは、この平成30年の9月3日現在から変わっていないということですね、今の現在もね。

それで、私はちょっと思うんですけど、これで資料を調べてみますと、平成30年度、周辺住民の方々に対する訪問をもうちょっと調べてみたら、平成30年の4月、4日行っているんですよ。4日間行っていて、延べ22軒訪問していて、

そのうち不在が11軒。5月は行っていなくて、6月、4日間行っています。延べ11軒訪問していて、不在が5軒。7月は1日だけ。延べ6軒訪問していて、不在が3軒。8月も1日だけ。1軒訪問、単なる1軒だけ訪問。9月も1日で、1軒だけ訪問。10月以降、ずーっとなくて、2月も1日だけ、延べ4軒訪問していて、不在が1軒。3月も1日だけ。2月も1日ですよ、3月も1日だけ。1軒訪問しているだけですよ。

これじゃ、やっぱり同意なんかとれませんよね、普通に考えたら。市長、これ、知っていましたかね。僕もちょっとこれを見て、びっくりしたんですけど。隣接地なんて、一切行ってないんですよ、これ。これ、仕事していたのかなという感じがしてならないです。ごめんなさいね。ちょっと客観的に言うと、担当の方。

市長はこれ、御存じでした。ことしの8月になって、どうもこれ、大変なことだと思ったということなんですけど、遅きに失したと、こういうことを御存じでした。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 私の認識しているのは、先ほど議員がおっしゃったように、30年9月3日現在で、先ほど市民サービス課長がお答え申しあげました数字について聞いておまして、その方々の反対をどうやって賛成に導くか、そういうことを今後進めますということだけしか。それ以降については市民サービス課のほうに委ねているという状況でございます。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 市長、やっぱりこれ、大事な問題なものですから、その辺のところを把握しておいてほしかったなという気がするんですけど。

それで、いろいろ資料を見てみますと、特に8月末に、隣接地の実質的管理者の方が反対の意思を市民サービス課に言いに来たと。それによって、市長のほうにも報告があったんだと思いますけど。

その後、10月1日の午前中に、市長、副市長、市民サービス課長で、担当者2名が市の代表として、ここ、よくわかりませんが、市の代表としてですよ、市民サービス課ではない所管外の水産農林課の職員と環境課の職員、市の代表としてですよ、市の代表として、隣接の実質的管理者との折衝をさせると。これを市長、副市長とも同意したというふうに書いてあるんですけど、この報告事項に、どういうことなんですかね、市長。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 水産農林課、環境課職員は、これは別としまして、特に隣地地権者の管理者の方に、まずやっぱりきちんと面識がある方が必要かなというように、こういう2人がいいということであれしましたので、了解したというところがございます。これは市を代表してやってくれる、行ってもらおうということで、一応、同意したというところがございます。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） だから、そこがよくわからないんだわ。

でも、市民サービス課の担当者が動いていたらいいですよ。全然、全然、動いていないのかかわらず、所管外の職員を行かせるというのはどうなのかなという気が知れないんですけれども。

また、さらによくわからないのは、10月24日、28日に、市民サービス課長と担当者が折橋墓地管理委員会に候補地断念の打診をしているらしいんですね。

そして、同じ28日にですよ、今言った市の代表として指名した所管外の水産農林課の職員、環境課の職員が隣接地の実質的管理者に初めて会っているんですよ、ここでね。1日に決めて、28日に会っているんですね。

会っているにもかかわらず、同じ日に、候補地の地権者の方に、市民サービス課長と担当者2名の方が断念の報告をしておるんですよ。この辺がよくわからなくて。

結局、10月1日の時点では、もう諦めていたのかなという気もするんですけど、よくわからないです、ここ。もう時間がないので聞きませんがね。

それで、その断念の報告に行ったときには、隣接地の実質的管理者の方が同意がとれない、それで、隣接地の立ち会いがなければ、土地収用の際の税務上の控除が使えないと、これは決定事項でありますということを、候補地になっているその地権者の方に報告があったということなんですけど。

ただ、令和元年11月14日立案の新墓地造成候補地の検討にかかわるこれまでの経緯についてというのがありますが、それを見ますと、候補地の地権者の方は断念についておおむね理解を得たものの、満足していない様子であったと。おおむね理解を得たものの、おおむね理解を得たものの、満足していない様子であったというふうに書いてあるんですね。

でも、地権者の方に僕、これ、確認したら、そんなことはあり得んでしょと、怒り心頭ですよという話で、そのときも全く理解なんかしていないということなんです。

だから、この今回の市長の申し入れの発端となった病院の報告書もそうなんですけど、事実と異なる報告書が上がっているんじゃないかなという気がしてならないんですけど。

それで、この前の委員会でも報告がありましたけど、その候補地の地権者から平成30年11月30日に候補地の調査に関する同意書を得たという説明がありました。でも、この同意書を拝見しますと、調査に関する同意書というわけじゃないんですよ。もう物件の表示も全部書いていまして、地番、墓地を拡張することについて何ら異議なく承諾する承諾書なんですよ。承諾する。

中を見ますと、都市計画道路尾鷲港新田線の整備に伴う折橋墓地の移転改葬について。改葬って、「改める」、「葬儀」の「葬」って書いていますよね。改葬について、当家所有の土地売買及び流木補償、流木補償まで書いておるんですよ、の協議に応じることに同意すると。用地交渉及び流木補償の交渉の実施については改めて協議するものとするという、こういうふうな同意書なんですよ。

もう完全に売買や流木補償をするという、それに応じますよというような、単なる調査に関する同意書じゃないですよ、これ。ないんじゃないですか。これ、どう思われますか。

虚偽じゃないですか、その報告が。この前のこれ、地権者の方も本当に怒ってましたけれども、虚偽ではないかと、損害賠償の対象になるんじゃないかということと言われたんですよ。

というのは、4年前の平成28年2月に建設課のほうから正式に、折橋墓地からの移転の候補地ということで打診を受けたと。実際には、県との話もありましたよね、いろいろ。県の協力を得るということで。それで、建設課のほうがもう8年前から、この地権者の方に打診していたということなんですよ。ですから、当時、宅地造成の話もあったんだけど、それも断っていたということなんですよ。

市長、どう思われますか、これ。損害賠償の対象になってくるんじゃないかなという気もせんでもないんですけども、いかがですか。その辺は考えていないですか。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） この件については、あくまでも建設候補予定地として調査を行いますので御同意してくださいと、そういう認識ですので、専門家の意見も聞いておりますけれども、損害賠償等々については当たらないという認識でおります。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） でも、当たらないといっても、これ、ちょっとひどいなという気がしてならないんですけどね。私は当たるような気もせんでもないんですけど、ちょっと専門家の意見を聞かないといけないんですけどね。

それで、6月議会のときは供用開始が令和5年度末ということでしたけど、供用開始は当然おくれますよね。どうなんですか。建設課長に聞きたい。

議長（濱中佳芳子議員） 建設課長。

建設課長（高柳伸浩君） 尾鷲港新田線の供用開始につきましては、今後の墓地移転の見直しを含め、改めて事業スケジュールを精査するの必要はありますけれども、事業認可期間である令和5年度末の供用開始というのは非常に難しい状況であると認識してございます。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） やっぱりこういうことがあると、市長、おくれるんですよ、供用開始が。

それで、これ、予算の減額がありますよね。こういうこともあって、県のほうにちょっと迷惑をかけると思います。県の尾鷲建設事務所ですか、これは何と言っているんですかね、こういうことは。

誰に聞きたい。建設。

議長（濱中佳芳子議員） 建設課長。

建設課長（高柳伸浩君） この墓地の移転の関係につきましても、三重県とも議論を重ねながら、こういう結果、結論に達したわけですが、今後、どのような予算措置を行っていくかということに対しては、県の事業スケジュール、あるいは予算編成に影響も極力与えないように県とも協議を進めながら、今後協議が必要かなと思っています。

以上です。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 県はかなりお怒りじゃないかなという気がしてならないんですけどね。

それで、市長にちょっと、最後、この件についてお伺いしたいんですけども。

市長は、私自身が中心となり、新たな候補地を早急に決定してまいりますということをおっしゃっていますよね。これ、市政報告でも言われていたのかな。委員会でも言われましたよね。これ、どういうことかなという気がするんですけど。

市政を運営する上での最高責任者というのは、言うまでもなく、市長ですよ。通常の市政というのは、市長のもとに、三役のほかに、課長から係長等が、多くの方々が、職員、携わっているわけで、いずれの分野においても市長が中心ですよ。市政を推進することが必然だと思うんですけど。

今回、加藤市長が就任されて約2年半経過しますが、その間に、市政運営上、そのような、私が中心になっているとか、そういう言い方というのは、表現の仕方というのはなかったような気がしておるんです。記憶なんです。私は記憶しておるんですけど。

今回、突如、そのような表現をされたことに対して、市長の意図するところというのは何なんですかね。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど建築課長から申しあげましたけれども、要するに供用の時期がおくれるであろうということになって、折橋墓地の移転に伴いまして、命の道というこの防災道路、これを完成させるのをいかにして早くしていくかというようなことにつきましては、やはり非常に重要な課題であるということであって、ましてや、こういう問題が起こった場合には、やはり市長として全面的に立ってやっていくという、そういう思いがありまして。

それと同時に、やはり今までの、議員御指摘のとおり、うまく歯車がかみ合っていないかった。私が市長に就任する前、その後、現在に至るまで、この件についてはやはり早く新しい候補地を見つけなきゃならないというようなことも踏まえて、全面的に、いろんな協議の場、交渉の場、こういったものについては私が中心になってやっていくと。

今までは、基本的には課長にお任せして、課長のほうでこうなりました、これに対してどうですかというような形の中で市長判断をしたというケースが非常に多くございます。

ただ、これを私が中心になってやるということについては、これだけの話じゃなくて、病院の新改革プランについても、私が中心になってやっていくということも言っておりますし、ただこれだけを申し上げたつもりはございません。これも非常に重要な話であるので、私が前面に立ってやっていくということを申し上げて、そういう発言になっているわけでございます。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） よくわかりました。

ただ、市長にいろいろ話を聞いていると、自分が中心になって取り組まなかったがために、よい結果が得られなかったというようなふうにもとれんこともないんですけれども。

ただ、市長、これ、今すぐにでも次の用地確保が急がれていることの窮地に立っていますから。用地収用の中では、土地使用目的によっては、時には収用が困難な場合がございます。市長は日ごろ多事多用であることは十分承知しておりますけれども、今度こそ市長の言われる自分自身が中心となって、慎重に事業を遂行していただきたいと思えます。

それでは、三つ目の質問に入ります。

申し入れの件ですけれども、その申し入れ書を僕、何回見ても、あれなんですけど。六何の原則ってありますよね、市長。いつどこで誰が何をなぜどのようにという。これがなかなか入っていないというか、こういう公文書でいいのかなという気がするんですよね。どう考えても口封じでしかないように私は思うんですね。

それで、先ほどの折橋墓地の移転断念の話が10月1日の午前中、僕はそこが、市長はもう断念を決めたんじゃないかなという気がするんですけど。偶然かどうかわかりませんが、10月1日にそういう話があって、この申し入れ書というのは夕方4時ごろかな、出てきたという話なんですよね。議会事務局。

だから、偶然なのかどうかはわかりませんが、ごみ焼却施設の発電所跡の実質断念の話もありましたけれども、心中察しますが、もうちょっと冷静に、市長、対応をすべきでなかったのかな。私が言うのもなんですけれども、そういう気がしてならないんですね。

私は議員活動の一環として、本会議などでの執行部の答弁が不十分または疑問であること、そして間違っているのではと思うことは、担当課へ出向いて市民のために事案の確認をするということが議員の役目であると。それが私の政治信条でもあるんですけれども。

それで、議会というのは、報告機関ではありません。単なる報告を受けておけばいいとか。追認機関でもありませんよね。チェック機関というような役割があります。ですから、よい事はよいと、そうでないことは指摘させてもらっているという状況なんですけれども。ですが、私は私利私欲で無理を言っているわけでは決してなくて、市民のために言ってきているということを御理解いただきたいと思うんですね。

でも、確かに、説明が不十分だったりとか、理不尽なことがあったりして、時には大きい声を上げたこともありますけれども、それを私の熱意のあらわれということで御理解いただきたいんですよ。決して私利私欲のためにもありませんし、相手をおとしめようとか、そういう気では決してないということだけは御理解いただきたいと思うんですけど。

それで、まずちょっと市長にお伺いしたいんですけど。

今回、新改革プラン、午前中にも一般質問の中にありましたけれども、29年3月につくって、今度、32年じゃない、令和2年の3月にまた作り直すというか、更新の新改革プラン、ありますね、病院の。そのことが発端となっているわけなんですけど。

それで、私、市長にお伺いしたいのは、今、尾鷲市は財政難です。一般会計で、5年間で4億円足りない。だから、5年、1年平均8,000万足りないという報告がありましたよね。

ただ、これには広域ごみ処理施設の建設費用って一切入っていないらしいんですね。これ、73億円ということを示されていますけど。ただ、これが補助金がどれだけかかるのか、そして5市町の負担割合、どうなるのかわかりませんが。

私は概算やけれども、一般会計から10億ぐらいは出さないかなのかなという、私個人が思っておるんですけど。ちょっと試算してみないとわかりませんがね、正確な状況を聞かないとわかりませんが、10億ぐらいは一般会計から出ていくんじゃないかなと。

それに熱利用の配管整備、市長が言われている、それが幾らかかるのか。そんなもの、入っていませんし。それから、SEAモデルのお金も一切入っていませんよね。つり棧橋のお金も入っていません。

つり棧橋、この前、一般質問、ありましたけど、配管が撤去、この2年間かけてするということで、私もちょっとびっくりしたんですが、上全部取るという話がありますよね、今ね。だから、配管を取ると、足だけがところどころ残るといようなことになるんじゃないかなと思うんですけど。そうすると、市長もこの前、2日前に言われていた投資の話、相当投資がかかるんじゃないかなという気がするんですけど。

それで、私は9月議会のときに、一般会計から病院への繰出金が4億2,500万であるということですね。これ、財政課からね。それで、新改革プランの中間案を見たときに、全て4億2,500万、超えていたんですよ。それが5億と

か、5億3,000万とか、そんな数字もありましたけれども。それぞれ何の根拠もないと思うんですけどね。

市長は尾鷲市のトップじゃないですか。尾鷲総合病院の開設者は市長ですね。当然、トップですよ、総合病院も。それで、先ほど言われていたように、病院改革のプロジェクトもリーダーですよ、市長。

その市長なのにかかわらず。今、財政難の中で、予算というのは慎重に的確に示す必要があるじゃないですか。それにもかかわらず、違うと。この尾鷲市のほうから出すお金が4億2,500万と言っているのに、もらうほうの尾鷲総合病院のほうは5億もらうんだ、5億3,000万もらうんだとかね。それは余りにも僕はおかしいと思うんですけど。

市政報告にもありましたけど、11月5日の尾鷲総合病院の運営懇話会にも、民間の人たちもいる中で、来年度からの新改革プランの中間案を報告、説明したというふうに言われましたけど、市長はこの点についてはどのように認識されておるんですか。

議長（濱中佳芳子議員） 市長。

市長（加藤千速君） 想定外の質問でございますんですけども、特に病院に関する話と、それからあと、財政調整基金の中から病院のところへどれだけ繰り出すのか。私自身はそれをトータルで考えていきながら、あくまでも、あくまでもじゃない、トータルで考えていきながら、この病院の新改革プランの中間案として、一応、この方向でいこうという指示は出しているわけなんです。

議員おっしゃるように、4億2,500万、去年は4億7,500万、その前は5億円ということで、どんどんどんどん下げていっているんですけども、これからの病院経営の中で、市から繰り出す4億2,500万は、これは維持していかなきゃならないなど。

それで、あと、高度医療にかかわる病院のマイナスの分については市が補填しなきゃならない。

もう一つは、高度医療についての話の中で今喫緊の課題となっている、要するに電子カルテの話、もう一つはリニアックの導入の話、こういうことを踏まえた場合に、どれだけの繰り出しをしなきゃならないのかというような。

（「報告書と違うね、報告書と」と呼ぶ者あり）

市長（加藤千速君） そういう話の中で、私は全般的にということです。

ただ、今回の議員申し入れ書、奥田議員からいろいろお話を伺っているんです

けれども、私としましては、まず、やっぱり議会に対して対応を求めたわけなんです。それに対して、議会として回答をいただいたと。それで、私は今回の場合は解決したものと、そういうふうに認識しておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（濱中佳芳子議員） 奥田議員に申し上げます。ちょっと通告の内容と違うんですけど、関連ということでよろしいのでしょうか。

（「いやいや、一緒です。関連、いや」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） というのは、僕、ちょっと経緯を説明しますと、9月10日に病院の職員の方々、2名来られた。議長室へ来られたんですね。そのときにこの中間案の説明をされたんですよ。そのときに僕は不十分だと思ったので、数字が、そうやもんで、きちっとした資料を13日の委員会までに出してくださいよというお願いをしているんですね。

それで、11日の夕方5時22分、17時22分ですけれども、議員全員のタブレットにその委員会資料というのが配信されております。議員全員のところにね。

それで、僕は12日の朝、病院のほうへ出向いたのは、この今言った繰出金が違っているんじゃないかという、これがまず第一の、僕はこれが目的なんですよ。確認。

というのは、2カ所を足さないといけないんですよ、この4億2,500万が、この繰出金がどこに入っているかというのは。収益的収支の医業外収益というところの負担金というところと、それから資本的収支の資本的収入の負担金というところの二つを足さないといけないんですね。

僕は11日の日に、その夜見たときに、これ、ちょっとおかしいんじゃないかと思ったもんだから、病院の財政担当職員にどれとどれを足すのと確認しに行っただんですよ。そうしたら、これとこれを繰り出しで足すということだった。だったらおかしいじゃないのという話だったんですね。

そのときにそばにいた別の職員の方が何しに来たんやという話だったもので、いやいや、この前、資料をお見せいただいてというところを、「この前」を「おまえ」と聞き間違えたのと思うんですけど、おまえって何だと、おまえって何ど、われはなめておるのか、おまえって何だ、おまえって何だと言われたんですよ。僕も、だから。

ただ、僕はそれが、別に気にしているわけじゃないですよ。そして、その後は少し話をして出てきましたけど、その職員が悪かったねと言うたものだから、いや、ええよと言うて、それで終わっている話なんですよ。これ、終わっている話なんですね。それなのにね。だから。

それと、僕は12日の日も話に行っていますし、24日の日も僕、病院に行っているんですよ。そのときにも財政担当と30分ぐらい話をしたかな。いろいろ会計処理のこともお聞きしているわけですね。病院の職員もおるわけなので、もしこういうことが市長のところへ上がっているのであれば、なぜそのときに言ってくれなかったのかなと僕は思うんですよ。なぜ10月1日にこういうふうなものを出されたのかなということが思えてならないんですけど。

それで、僕、報告書が、病院から上がっている議員対応報告書って、一体どなたがつくられたんですか。

議長（濱中佳芳子議員） 奥田議員に少し申し上げます。御自身の個人的ないきさつのことに関しましては、ではないですね。

3番（奥田尚佳議員） いや、報告書のことで。

議長（濱中佳芳子議員） 市政運営、行政運営に関する質問と捉えればよろしいですか。

3番（奥田尚佳議員） 報告書ですもんね、これ。

議長（濱中佳芳子議員） わかりました。

どなたかお答えになりますか。どなたか答えになりますか。

市長。

市長（加藤千速君） はっきり申し上げまして、議員対応報告書について、尾鷲市長宛て、私宛てに出された分については、総合病院の総務課からいただいております。

議長（濱中佳芳子議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 総務課からということですけど、これを見ると、ちょっとずさんだなという気がするんですけど。所属、尾鷲総合病院。所属長が課長の名前が入っているんですけどね。ただ、これ、市長、ごらんになっておかしいかなと思わなかったかなと思うんですけど。

これ、課長の名前が入っているにかかわらず、途中でその課長からと書いておるんですよ。何々課長から。おかしくないですか。その課長が書いたら、私がとか書けばいい話でしょう。これ、だから、非常にずさんな。これ、公文書ですよ。

それで、その日付。市民サービスの資料なんかを見ますと、起案書なんか全部、日付が入っています。日付が入っています。幾ら、これ、9月12日の出来事であっても、この右上のところに必ず日付が入っていますよ。この議員対応報告書、日付も入っていないんですね。日付も入っていない。非常にずさんな、僕はこれが本当に公文書なのかなという気がしたんですけれども。

だから、市長、きちっとしたやっぱり検証というのは必要じゃないかなという気がしてならないんですけど。

それで、これはどこがパワハラなんですかね、市長。

議長（濱中佳芳子議員） ちょっと注意申し上げます。個人的な対応に関してのことに関しては、少し注意申し上げます。議題外ということです。

3番（奥田尚佳議員） 答えないということ。でも、市長、このまま。

さっきは本人がとか周りが思ったらパワハラなんだと言われましたけれども、でも、現在、国が定めるパワハラ行為の項目には、日常勤務をする中で、同一職場、つまりおはようからおやすみ、失礼しますというか、そういう一緒に勤務する職場間でいじめですよ。ひどいいじめとかね。

それから、暴力。成績または業績を上げるため、無理なノルマを強制することなどが明記されています。

そして、これが日常、頻繁に行われているということであって。

これ、私にも人権がありますから言っているんですけど、このパワハラというのはれっきとした犯罪なんですよ。れっきとした犯罪です。だから、市長が私がパワハラをしたというふうに明言されるのであれば、どの項目なのかという根拠をきちっと示すべきだと僕は思うんですよ、これ。というのは、これ、示さないと、僕、おかしいと思うんですけど。

市長、例えば、僕、10月19日、豪雨のあった日ですよ、18日の夜から。僕、19日の土曜日午前7時35分です。防災センターへ行きました。その前から行っていたんですけどね。

そうしたら、突然、おい、あの件はどないになっておるんやという声を聞きました、市長の。その場で直接聞きましたよ。僕、それでメモをとったんですよ。「おい、あの件はどないになっておるんや」ってね。これ、どうなるのかなという気がするんですけどね。それで、ある課に聞くと、こんなことはしょっちゅうのことやと、そんな、気にすることはないですと、僕、聞いたら言う。あれなんんですけど。

それで、市長、僕、昔とは随分違うと思うんですね。ハラスメントに対して厳しくなっています。ですから、もし市長が。

僕らは、僕ら議員は選挙で選ばれていますよ。でも、僕らは、僕が思うには、議会は確かに議決権があります。でも、確かによいことはよい、それから嫌と言うこともありますけれども。でも、職員というのは、やっぱり国とは違って、市長がいて、それで課長がいて。僕はすごい権力だと思うんですよ、これ。

だから、僕らもこれを教えてよと、あれを教えてよということを、常に教えてもらったりしているじゃないですか。だから、そういう意味で、上下関係ってないんですよ。議会部局と市長部局というのは、僕は、これは当然対等であるべきだと思っていますしね。対等であって、一緒になって、やっぱり市民のためにという目標に向かって、市民のために一緒に仕事をしていくと。同じ方向を向いてね。対等の立場なんですよ。だから、上下関係でないと思うんです、僕。

だから、この前の病院の件も、僕は全然その日にもう解決する問題だと思いましたが。単なるトラブルなんですよ。僕は単なるトラブルだと思っています。だから、議論すべきことは、僕、どんどん議論したらいいと思うし。

それから、やっぱりきちっとした。さっき言ったように、4億2,500万だと言っているのに、向こうは5億もらうんだ、5億3,000をもらうんだというのは、やっぱりおかしいですよ。ただ、その辺のことをきちっとしてやらなければと僕は思っているのです。

まあ、市長がそういう根拠を示さないということであれば、当然、最終的には、市局の判断を仰ぐはことになりますけれども。

それで、もう時間がないので、最後、申し上げますけれども。私は、この申し入れはあくまでも個人攻撃であり、市長のこの声は私に対する口封じにすぎないし、言論の自由を制限し、民主主義の根幹を揺るがすことではないかと思われるともに、私の名誉を毀損するものでないかと思っております。

重要な案件で、説明不足だと思いますが……。

議長（濱中佳芳子議員） 奥田議員、御注意申し上げます。個人のことに及ぶことは、議場ではお控えください。

3番（奥田尚佳議員） わかりました。個人のことというよりも、これ、議会運営委員会にかかっている案件ですからね。委員会にかかっているんですよ。

それで、一言だけ申し上げさせてください。私は反省することがあれば、素直に反省します、市長。

市長は、日夜、問題山積の中、御苦勞されているかと思えますけれども、ただ、申し入れの事案だけはもっと冷静に、そして特に慎重に対応してほしかったなどというのが私の感想であります。

以上です。

議長（濱中佳芳子議員） 時間が参りましたので。

以上で、通告による一般質問は全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

以後、会期日程のとおり、あす12日木曜日には午前10時より行政常任委員会を開催していただきますので、よろしくお願いたします。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午後 2時40分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 高 村 泰 徳

署 名 議 員 野 田 拡 雄